

第8章 資料原文

ここでは、これまでの章で引用した資料の中で重要なものを選択し、その原文を列挙する。なお、原文の収録にあたっては、読みやすさを考慮して、句読点を施し、難読語には振仮名を付した。

第2章 「明治三陸地震津波」で引用した資料の原文

第3節 津波の来襲状況

3 津波の来襲状況

『風俗画報』臨時増刊第百十九号、^{かいしやう}海嘯被害録中巻、2頁

以上合計十三回の地震ありし。^{いづれ}孰も微弱震に過ぎざりし。然れども、七時五十分頃^{かいちやう}海潮は異常なる速力を以て干退し、同時遠雷の如き洪響を聞くや八時頃に至り海嘯襲来し、一旦引退せしめ八時七分再び畏るべき海嘯は一丈四五尺の高さを以て捲き来り、人畜家屋を一掃し去り、爾後六回の海嘯襲来したるを見たり。^{しか}而して波動は翌日正午頃まで続きしも、^さそは左まで強勢よわらざりしと云ふ。

津波来襲時の轟音を示唆する状況

『^{へいぐんかいしやう}南閉伊郡海嘯紀事』169頁

^{おおつちちやう}大槌町海嘯の音は同町以北三里程の山村金沢村に響き渡り、柱時計の揺錘を停むるに至れりと、同村長兼沢福次郎氏の談。

沖合の津波の様子

『^{いわて}巖手公報』1896 (明治29)年6月23日

事変当日、八木及宿戸等より漁夫四十余名が赤魚目抜魚を漁獲せんとて五六艘の漁船に乗り込み、沖合に出で漁獲にに従事し居たるに、見る看る中に海面一条の黒線は北方より南方沿岸に突き抜けたるが、之と同時に張り置きたる網の^{ひやうとう}グラグラと飄盪し折角網に入りたる魚は為めに^{ことごと}悉く逸し去りたり。此の体を見て何れも顔見合せ何事ぞと不審に思へ居りしが別段危険の事もなく翌日帰宅したるにぞ、看る人能くも此の凶変を逃れたることよと驚きしが、此等の漁夫も亦^よ帰来家を失ひ家族を失ひたるに^{きわみ}驚き呆れて、^{ばか}悲嘆の極只呆然たる許りなりしとぞ。

『^{いわて}巖手公報』1896（明治29）年6月27日

同村字太田名部は、全戸数四十一の内四十戸流失、土蔵十二。死亡二百二人内男百人女百二人百八十三人は未だ死体を発見せず。負傷三十一人四名は重傷なり。凶変当夜四十余名の漁夫^{まぐろ}鮪流し網漁獲として沖合遙かに出で居りたる為め亦別条なかりしも、翌十六日帰り来れば計らずも此の惨害に家なく家族なく食料なく一夜の間に斯く迄の浅ましき変相を見るとは如何なる業因^{ごういん}ぞと、鬼をも挫ぐあら男も声を惜まず泣き立てしは理り責めて遇われ憫れとも痛はしとも譬^{たと}へがたなき程なりしと。

津波の来襲と船幽霊

『^{かいしやう}風俗画報』臨時増刊第百十九号、海嘯被害録中巻、26頁

漁夫^{まぐろ}四人の無難 「重茂村大字荒巻と称する所の漁夫四人は孤舟を浮べて三里半内外の沖合にあり。鮪を漁しつつありしに、八時頃陸の方面に当りて轟音を聞き次で潮流不穩を感ぜしのみにて四人共に災厄を免るゝを得たり」。所で、この四人は出帆のとき、天候がなんとなく穏かでなかったので、こんな時は船幽霊が出るかもしれないと思って居た。「百雷の墜下せし如き怪音陸地の方に聞ゆると間もなく船は三段の巨浪を浴しも、其後何の異状なかりし。翌朝船を廻らし居村近くや救助を叫ぶの声あり。ソラこそ船幽霊ならんと一同片言の答もなさざりしと。是れ幽霊に応答すれば己れも共に捲き込まるゝと云ふ故老の伝説を信じ居りしを以てなり」。

漂流者と船幽霊

『^{かいしやう}風俗画報』臨時増刊第百十九号、海嘯被害録中巻、26頁

山崎助役の好運 同村助役山崎松次郎氏は当夜巨浪に掠^{かすめ}られ三哩余の沖合まで漂流しながら、流石海岸に成長せし丈けに水練の素養ありて翌曉迄海上に漂ひ居りしが恰^{あたか}も好し、此時前記の漁船来るに会し声を限りに救を喚びしも漁夫等は例の船亡者なりとし敢て応ずる気色なかりしかば、大声あげて助役山崎某なりと叫びしに、漁夫等は始めて船を漕ぎ寄せ氏を救助したりとなん。若し船亡者云々の言い伝えなかりせば、或は尚多数の人々をも救ひ得たるならんと、漁夫等は談り合へいと云ふ。

第3章 「明治三陸地震津波による被害」で引用した資料の原文

第1節 被災状況

1 岩手県釜石町の場合

『^{いわて かいしやう}岩手県海嘯状況調査書』136-141頁

釜石町は惨害の最も甚しかりし処なるが、今回警察が当時に於てせし救護状況を叙するに当りて、先づ警察員の遭難を記すべし。

同署長山口警部は事変の当夜、服部釜石町長と共に当地小軽米県会議員の宅にて会飲しつゝありしが、^{にわか}遽にかにして戸外人語の騒然たるを聞き未だ其実を確めざるも多分火災ならんと想像し、主人は一步先きに外出し署長も次いで出てんとせし一刹那、前面の人家突然転倒し来りしかば、引返へして裏手に廻はらんとし戸外まで駈出てたるに早くも家屋潰崩し、其下に埋没せられて出づる能はず、潮水を飲む事二三分間なりし。然るに、第二回の浪にて圧迫せし家屋は動揺し、^{りんりこうほ}為めに僅かに身を脱すを得て逃れたりしが、身には重傷を負ひ出血淋漓行歩に耐へ難きも漸くにして田中製鉄所に赴き、其より苦痛を忍んで県庁及遠野警察署へ変災申報の手續をなし、且つ^{しか}応援の要求をなせり。又郡長には医師及米穀の手配方を請求し、而して此間製鉄所長に謀りて焚出米を出し、罹災者幾多の急を救ひ、又同所に居る医師兩名を急召して負傷患者一時の手当を施したる者其数実に二百余名なりとす。

浅野巡查部長は当日午後六時過退署して私宅にありしが、八時頃海面の方向より大砲を連発するが如き響音を耳にし、難破船の救護を求むる信号には非らざるかと^{やつき}蹶起戸外に出て之れを確かめんとしたるに、此の時沖合より疾風の松林を^{かす}掠むるが如き^{さつさつ}颯々の響音を聞くや此は変事起れりと思ふ間もなく四方より津浪々々の声耳を貫き来る。急に屋内に駈込み制服を着用せんとする一刹那、家屋崩壊して身は早く家族と共に木材の下に埋没せられたる^{まま}俛潮水に捲き込まれしが、辛ふじて水面に浮び出でたるも、二回三回^{きんぼん}の海嘯に掀翻せれつつ遙かに釜石町の対岸字嬉石に漂着する事を得たり。然れども、身体各部に負傷して歩行自由を失ひ、殆ど為す所を知らざるの苦境に^{ちんりん}沈淪したり。然るに此際四周救護を求むるの悲鳴甚しければ、激痛を忍び近傍の無難者を督励し、海岸各所に^{かがりび}炬火を焚かしめ以て陸上救護の標的を知らしめたり。其後全部長の嬉石に漂着しある事を警察署に通報するものありしかば、署員全所に赴き、扶助しつつ帰署せしめたり。

其他後藤、木村、古川、小山等の巡查挙げて変災に罹りたるを以て一時は如何ともする能はざりしが、翌十六日に到り此に町役場と気脈を通じ、救護の策を講ぜり。

電信局流失し、電柱折れ、交通全く絶へて、救護に一層の困難なるを感じたりしが、十六日午後六時、凶変を聞きたる一の倉郡長及遠野警察署長は、巡查七名消防夫八十余名を引率し来釜したるに^こ会し、茲に一鼓の勇気を得。一名を^{うのづまい}鶴住居に派遣し、他は消防手及無難者の壮健者を指揮し鋭意協力して崩壊家屋の重畳堆積したる下に^{しし}就き死屍発見に従事したるも、木材堅く交又錯綜して容易に^{ようや}発掘すべからず。午後に至りて漸く発見するを得たりしに、伏屍累々人をして肌粟

を生ぜしむ。越えて十七日午前十時に至り、始めて電信の開通を告げ、此間各郡吏町村吏員等続々来釜。茲に協議を遂げ、隣郡町村より人夫を募集し、遠野町より来りし消防手と一団となし、偏処木材を発掘して死屍発見に従事したり。十八日より廿一日に至っては漸次募集に応じて来る人夫は其数五百余人の多きに至れり。而して、四日間に発見したる死体は釜石町のみにて一千三十六人を埋葬するに至れり。又人夫の必要と同時に困難を感じたるは医師の不足なりしに、十八日遠野町より二名、盛岡赤十字社委員二名来釜し、加ふるに軍医の来釜もありて、茲に協議の上重軽傷患者を悉く釜石尋常小学校内に収容し、以て釜石臨時病院の名称の下に入院患者并に外来患者を施術する事となり、負病救療の機関始めて整頓する事を得たり。而して、其他の事項に至っても亦着々整理の緒に就き、特に救護の一点に於ては鋭意注力したるの結果、幸にして一人の不平を訴ふるものなきを得たり。

救急の処分にして大に功ありしは、変災の当時炬火を陸上に焼きて罹災者をして方向を知らしめ、依て以て死を救ひし事の少からざる是なり。

2 宮城県志津川町周辺の場合

『宮城県海嘯誌』96-102頁 分署長警部野村盛行報告抜粹

六月十五日海嘯当夜は本官自宅にありしが、海嘯の至れると共に戸外に出んとせしに、狂瀾怒濤は家屋に打当り海水は既に縁側を浸し叫喚の声は同時に四方に起りしを以て直に分署に駆け付けしが、当時分署員は内勤巡查一名外勤巡查二名あるのみにして巡查部長外一名は出張不在中なり。依て警鐘を打ちて志津川消防組を招集したるに、各組員の自宅は流失又は波濤浸水の為め容易に來集の模様なきを以て、先づ三名の巡查を率ひて志津川町沖須賀方面に出張せんとしたるも、波濤は志津川街路に押寄せ来たり既に全町を浸さんとする勢あり、或は歩し或は泳ぎ、漸く海岸に至り見れば沖須賀海岸及埋地に建設しある民家は過半流亡し或は潰倒して、救護を呼ぶの声遠近に響きたり。然れども、夜陰暗黒なるが為め其形を認むること能はず、此時に方り大浪押寄せ来りて足を奪ひ水中に溺れんとすること数回にして終に携へたる提灯は大波に奪ひ去られ、救護方一層の困難を極む。是に於てか一策を案じ、海岸稍小高き所に篝火を焚き、海中に漂流せる者に陸地の方面を示し、又陸上にあるものも地形劇変其方角を誤り溝渠に陥り不慮の災難に罹るもの等は、篝火の為め其の水の深淺を弁ずるを得て避難の便宜を得せしめたり。既にして曩に警鐘を鳴らして召集したる志津川消防組員三十名余來集せしを以て、海中に漂流せる罹災民を救助せんとて舟を求めたるも、大小船共海岸にありしものは過半流亡し、其陸上にあるものは数丁遠き丘上或は田圃の中に在りて船体の全きものなく、其叫声を聞くも之を援ふこと能はず、空しく波濤の間に溺死せしめたるもの其数を知らず。然れども、陸上潰家の下に圧せられ氣息掩々たるもの亦尠からざるを以て、消防組員をして其潰家を発掘し救助せしめたるもの数人に及べり。但、大家高屋の打重りたる処は容易に材木を取り除くこと能はずして、空く窒息致命せしめたるものも亦多し。此の如く陸海共罹災者ありて其死生は分時を争ふ場合なるも、僅々三名の巡查と三十名の消防夫を以て一時に救護すること能はざるを以て空く無惨の死を遂げしめたるは、実に

畢世^{ひっせい}の遺憾^{ごんげん}なりき。其後一時間^{ぼかり}許^{ゆる}にして海中に漂^たひ居るもの或は陸上潰家の中に圧せられたるものは悉^{ことごとく}く致命したるものと思へ、救護を呼ぶの声全く絶へたるを以て負傷者の救助は消防組員に当らしめ、本官は一先帰署せり。然るに、此時までは各地より報告未だ達せざるを以て被害は志津川町海岸埋地沖須賀のみと思料したるに、午後十時に至り志津川町の内清水浜細浦荒戸平磯等の諸浜悉皆流失人畜大概溺死し、命を全ふせるもの僅々にして、海岸は殆ど人影を見ざる旨通信を得たるに依り、署員は僅々三名にして救護^{てい}に遑なきも巡查熊谷謙治をして該浜地方に赴き事の信偽を確めしめたるに、清水浜荒戸細浦袖浜平磯等の浜々は道路変じて大海となり、倒屋打重りて道を塞ぎ民家は海中に漂蕩せられ、今日まで家屋軒^{なら}を駢^{なら}べ一市街たりしもの^{ことごとく}悉^{ことごとく}く流失し清水浜巡查駐在所は礎石^{しか}だも残さず流亡せり。而して、該部落の消防夫は大半死亡せるものの如くにて救護に従事するものなく、被害者は只悲声を放ちて救護を求むるのみ。其惨状は、志津川町海岸より一層甚しき旨の飛報あり。是に於て到底僅々たる署員にては^{あまね}普^{あまね}く救助することは能はざるべきを思料し、警察部に向て応援巡查の請求をなし置き、清水浜地方には志津川消防組員十名をして救援に赴かしめ、熊谷巡查をして其指揮を為さしめたり。

翌十六日午前一時に至り、各村よりの故夫往来織るが如く、歌津村駐在巡查八島誠一よりの報告には該村駐在所は流亡し家族一名死亡、自分は裸体の儘^{まま}に死を免れたるも官給品被服帯剣靴に至るまで^{ことごとく}悉^{ことごとく}皆流亡し、沿海諸浜大半流失人民の死傷幾百人なるを知らず。目下海中に浮沈し惨状甚だしきにより、至急人夫警察官の応援を請ふ旨報告あり。続て戸倉村十三浜村亦何れも惨状甚だしき趣き急報あり。殊に十三浜村役場よりは、同村部落の被害甚しき処は相川浜にして同地付近は民家^{ことごとく}悉^{ことごとく}皆流亡し非常の惨状にして、目下十三浜駐在巡查は不在にして差向き罹災者を救助するの途なきにより、至急警察官の出張を請ふ趣き報告あり。此時、該村駐在巡查佐々木文作は疾病の爲め志津川病院に入院中なるを以て勤務に服すること能はざりしが、強て馬に騎り該地方に赴き救護に従事せしめたり。是時までは応援巡查の未だ到着せざりし時にして、二三の署員は百方の勤務に唯だ氣を揉むの外なく、生残の人民は裸体の儘^{まま}にて警察署の門前に群集し、其父母兄弟の死を救はれんことを乞ひ、非常の繁忙を極めたり。已にして無害地各村受持駐在巡查は此飛報に接し各其駐在所の消防組員を率ひて来援せり。依て消防組員には巡查一名宛を附し歌津清水方面に急行出張せしめたり。即ち、横山村消防組は清水方面に麻崎村消防組は歌津方面に志津川消防組は専ら志津川町内の被害人民救助に従事せしめ、其救済の部署も略定まり、茲に^{ようや}漸^{せま}く生存者の飢渴^{せま}に逼り居る者負傷者の道路に横はり居るもの等を救助するの余裕を得たり。斯くて天明に至り、海岸被害地一帯衣食なく住家なき幾百の災民は道路に彷徨し、中にも負傷者の死に^{なんな}垂んとする者^{すこぶ}頗る多きを以て、差向き志津川病院を救護所に宛て付近の負傷者は消防組員を督^{とく}して尽く之を運搬入院せしめ、志津川小学校を救助所に宛て、町役場に協議して市中より焚出飯を出さしめ、一時の飢を凌がしめたり。又被害人民中水に溺れんとする際、水中に於衣を脱せしより男女共裸体の者多きを以て、古着商より衣類数十点を出し、是等に貸与せしめたり。溺死者は志津川町被害部落のみにても三百八十名にして、翌十六日に至り死体を発見せるものは二百名程なり。之を埋葬するには棺桶の必要あるも、板釘等の材料なく又之を作るべき大工なき

を以て、累々たる死体は積みて山を為せり。其引取人あるものは之に引渡せしも、往々全家死亡或は幼児を残し一家過半死亡するものありて、其死体の誰たるを弁ずるを得ざる者多し。依て町役場に協議の上杉板三百間程を町内より蒐集し、応援の消防夫又は市中の大工をして仮棺を製造せしめ、夫々下附の手續をなしたり。然れども、歌津村の如き被害地の広濶にして其死亡者殆ど七百九十人以上ある所は村役場の手も行き届き兼ね、且つ当分署より五里許も隔りたるを以て其遺族等は之を筵むしろ又は呉座こざに包み、裸体の儘まま埋葬せしもの多かりき。元来溺死者は変死なるを以て、制規に依れば警察官に於て一々死体を検視し之を引渡すべき筈なるも、当所轄各沿海諸村通じて千五百名に近き溺死者なるを以て、警察官に於て一々其手續を了すること能はず。志津川町内に於て死亡せし三十余名の死体は一先づ分署門内に運び入れ、一応検視の上其遺族者に引渡したるも、医員の立会を求むるの煩はんを省きたり。其住所氏名の不明なるものは、人相着衣を書取り番号を付し之を火葬又は埋葬し、墓標を建て番号を記し置き、他日遺族者に於て下渡を請ふ者あるときは下渡すべき便利を図れり。越て翌十六日、登米警察署及佐沼分署より巡查十名来援せるに依り十三浜方面戸倉歌津清水各被害地に二名づつ急行赴援ふえんせしめたり。尋で登米警察署長齊藤警部来援せしも、人夫少数にて事の為すべき様なきを慮おもんばかり、登米郡地方より人夫募集の為め帰郡せり。此日、県知事は警部長参事官小泉第二課長藤田第一課長及警部二名を随へ急行来署せられ、一応被害地巡視の上到底少数の救護員にては手配り行届き兼ねるを慮おもんばかり、警部長は各警察署長に電報を發し、左の警部巡查を召集せり。

第2節 遺体の回収と埋葬

1 陸上に打ち上げられた遺体

『巖手公報』1896 (明治29) 年6月22日

本日の死体発掘は天気炎暑の為め臭気例へ難く、昨日に比して一層困難なる由。第一着に雑具の下に見出したるは大男の死体なりし。山田警部自ら両足を引上げて巡查人夫等相添むしろひ、筵むしろにて運び出しぬ。其より彼地にて三人あり、此方にも婦人の死骸などあり杯、処々に分れて見付け次第しるしに驗しるしを付け置き、後にて片端より持運ぶ手續なりし。五千余人の死体少なくも一千以上は市中に埋まり在るべし。之れを発掘し尽す容易の事に非ざるべしと思ふ。殊に日に増し炎天腐敗し来れば、愈々以て溜いよいよまらぬ。勿論死体のみならば如何様とも仕末早かるべきも、屋根柱壁の碎け重なりし下より発掘する為め、手数多くして割合に抄取らず、役員人夫の労も思ひ遣らる。死体は、運び次第寺の門前に持ち行き暫く曝らし置き、以て其何人たるを遺族者に示し、後に葬るなり。余も石応寺なる此の寺に行き見しに、幾個の死骸墨々横はりて、生(ぬし)あるものは皆夫々白布まとを以て纏まとひ杯などしか而して、其向の人夫等傍より葬り去るなり。実に嫌な嗅がするなり。

『巖手公報』1896 (明治29) 年6月25日

『気仙郡盛町通信』(六月廿一日発) 赤崎綾里小白浜吉浜村役場は流失書類皆無の有様。被害地

は屍体家屋塵芥中にあり。腐敗の為に火を放ちて焼き払ひ中人夫なき為めに被害地目も当てられず、巡査不足にて取締行届かず。

警察署郡役所吏員は昼夜の別なく勤務。被害地にては死体五六十人^{あたかも}位宛山の如くに重ね破れ家道具（即ち材木）にて焼き、其惨状目も当てられず。

『巖手公報』1896（明治29）年7月1日

災地出張日誌（第八回六月二十七日宮古町に於て）

田老^{たろう}は甚しと人は皆云へり。災害の翌日^{など}杯に見たる人は一面只是れ河原の如く此処は町村にてありしかと疑ふ許りなり。而して泥沙の中より^{しか}隻手^{でいさ}拔んであるあり。両脚のみ現はるゝあり。頭半分出たるもあり。丸で人間の沙漬を見たる如しと。町今年^あは吾県下に於て実に幾多の地獄を作り^{なら}俵されたり。

『巖手公報』1896（明治29）年7月4日

人足が死体を発見するに始^{うち}の中は何の見当もなく、堆^{うづたか}き雑具の間を堀り出せるなり。有るけともあり無き時もありて、為めに時間を徒費^{とひ}して取形付^{とりかたづけ}抄々^{ちよくちよく}しからざりしが、近頃は経験熟し来りて掘る処必ず死体ありと云ふ。其は、水を流すに其上に油を浮ぶ、之れを徴となすと。

2 海上に流出した遺体

『巖手公報』1896（明治29）年6月22日

然るに、田老等にあつては太平洋に面したる為めか、濤も大にして十丈余なりし如く断崖数丈の高さに於て尚其徴を存す。而して侵襲力退去と共に強大にして……家財破壊材は概ね海上に流亡し、陸上に存するもの僅に五分の一斗り。田老小湊等に於て生命を全ふせるもの最僅なる死屍発見の少なき亦怪しむに足らず。実に悲惨^{きわみ}の極、県下又其比を見ざるべしと信ず。

『風俗画報』臨時増刊第百十八号、海嘯被害録上巻、22頁

一網五十余人 同村（注：広田村）にては海中の死屍を搜索するが為め、漁網を卸ろして曳きしに、網に罹りて来りし者五十余人。余りに重くして曳き上ぐる事能はず漸やく半分づつに分ちて陸に上げたりと（挿図参看）。

『巖手公報』1896（明治29）年7月15日

各被害地海浜に日々死体の漂着せざるなし。男女の識別さへ^{むつか}六ヶしき迄に腐乱し居る有様、二目と見るべからず。茲に憂ふべきは、喪家の群犬^こ累々^{しかるに}然食なきに苦み、日夜海辺を駈けめぐり、漂着死体を捜し當てるや争ふて之れを^{どんきよう}貪饗し居り。人あり此の体を見て之を追はんとすれば犬^{かえつ}却て猛惡の相をあらはし、凶暴の性を逞うし咆哮し来る。其の勢ひ当るべからざるものあり。中には咬傷を受けたるもあり。実に危険^{しごく}至極なれば、此等は片ッ端より退治せよ。

『毎日新聞』1896 (明治29) 年7月10日

発見死体数 久慈野田等は、死亡数と発見数とを比較せば、死亡数よりは発見数遥かに多く、間々其處分に苦む事あり。想ふに、道は他村の死亡者中潮流加減に依り、久慈野田小袖沿岸に漂着する者多きが為めなる可し。其他の被害地にては、猶ほ発見せざる死体の数三分の二に居れり。

3 身元不明者の扱いと遺体の処理

『宮城県海嘯誌』^{かいしやう}212-214頁

死体埋葬費 海嘯の当時被害地所在に堆積したる累々たる人畜の死体は、警察官吏又は郡町村吏員に於て人夫を使役し、潰家と共に一時取片付を為し、親戚故旧あるものは之れに引渡し、其他は最寄便宜の地に仮埋葬を為したりと雖も沿岸数十里の廣き。爾来海上又は海岸に於て発見するの続々として絶へず。是等の死体中引取人なきものは行旅死亡人^{こうりよ}に準じ、所轄町村役場に於て一々成規を踏み、警察官の検視を受け、新聞紙に広告し、仮棺を作りて仮埋葬を為し、其費用は町村費を以て立換置き追て本庁に請求せしめ来りしも、災後十数日を経過したる死体は顔面腐爛し、其何人たるを認識する能はざる者、比々皆然らざるはなきを以て是等の死体を尽く行旅死亡人^{こうりよ}に準じ取扱はしむるときは其費用増高して国庫下渡金にては到底保支する能はざるに至るの恐れなきにあらず。且つ、腐爛せる死体を土葬とするときは悪疾流行を媒助するも測られざるを以て、知事は七月十六日を以て其制限を設けて^{ことごと} 尽く火葬となすの必要を認め、沿海六郡長に左の通り訓令せり。

海岸又は海中に於て発見したる罹災者の死体は最早腐爛し、其何人たるを認むる能はざるを以て、自今発見したる死体は警察官吏の検按^{けんあん}を受け、死体一人に付金七拾五錢以内を以て火葬し、其費用は警察官吏の証明書^{じやうしよ}を添へ其都度本庁に請求候様示達方取計^{じたつ}ふ可し。但し、本文発見の死体は新聞紙に広告を要せず。

明治 年 月 日 知事

爾来沿海各郡村より死体埋火葬の費用を請求するもの頗^{すこぶ}る多きも、尚其遺漏あらんことを恐ると同時に、町村長の請求^まを俟ち隨時之を交付するときは幾十日を経過するも終に決算の期なきに至るを^{おもんばか}慮り、知事は更に沿海六郡長に訓令し、本年六月海嘯後沿岸又は海中に於て屍体を発見し町村費を以て繰替埋火葬したるものは本年七月訓令前後を区分し、仕訳書に正当受領證書を添付し、八月二十五日限り請求す可き旨、部内町村長に厳達せしめたり。

第4章 「行政の応急対応」で引用した資料の原文

第1節 行政の対応状況

1 被災地での医療看護

『^{いわて}巖手公報』1896(明治29)年6月20日

訓令甲第四十七号

沿海郡役所 警察署 警署分署 町村役場

今回県下沿海海嘯の爲め被りたる惨害は実に名状すべからずと雖も、万一退水後に於ける衛生上諸般の注意を軽忽にするときは不測の疾病を誘発せしむるの恐れあるに付、之に対する相当の措置を爲し、伝染病発生不幸を見ざる様努むべし。

明治 廿 九年六月十八日 巖手県知事服部一三

告諭第五号

今般、県下沿海地方に於ける海嘯は、近古未聞の災厄にして其人畜を死傷し家屋を流失する等、此惨状酸鼻に勝へざるものあり。若し夫れ退水後衛生上の注意を欠くときは更に大に恐るべき災害の之に伴ひ来るものあらん他なし。種々の疾病を誘起し伝染病の流行を視るに至るや従来の実歴に徴して明なりとす。依て此際左の事項を領知し伝染病の誘因を防ぎ不測の災厄を招かざる様篤く注意し、各自の健康を保持すべし。

明治 廿 九年六月十九日 巖手県知事服部一三

『^{いわて}巖手公報』1896(明治29)年6月20日

海嘯後に於ける疾病は土地家屋飲料水等より発生するものなれば、水の退くや先づ第一に家屋を洗淨して大気の流通を謀り、之を乾燥せしむべし。次で、街路庭園等に存在せる種々動植物の廃棄物を取集め、之を屋傍其他に於て焼棄し、土地の清潔を保つと同時に居宅住地の乾燥を力むべし。而して、汚泥塵芥等の如きは遠く之を安全の地に棄つる歟若くは海中に投ずる等、凡そ伝染病を醸成し又は其媒介と爲るべき害因は速に之を除却するに尽力すべし。以下、事項を分て其要領を左に示す。

- 一 屋傍の地面又は溝渠等に残留する汚水は速に疎通せしめ、先づ第一に其沈殿したる汚泥塵芥を搔取るべし。
- 一 飲料水は特に不自由を成すものなれば、第一に井戸を浚渫すべし。其浚方は先づ近傍にある不潔の場所を掃除したる後取掛るべし。
- 一 飲料水は、当分必ず煮沸して之を飲料に供すべし。決して生水を飲むべからず。
- 一 壁柱其他、水にしたされたる部分は、石炭酸水又は石灰乳(生石灰一合を水二升の割合にて溶したるもの)を布に蘸して十分拭い、床下の汚泥は之を搔取りたる上、生石灰を撒布すべし。

水に浸されざる部分と雖も、清水又は湯を以て洗滌すべし。特に、居間包厨及日用の道具は丁寧に洗滌すべし。

- 一 云への洗拭了りたるときは、窓戸を残らず開放し、専ら大気を流通せしめ又は火力を借りて乾燥することを務むべし。
- 一 床板は一応之を剥して洗ひ又消毒を為し、粗塗の壁は塗り替るを可とす。其床板を剥したるときは^{むぎわらじんかい}麦藁塵芥等を集めて火を焼くべし。一面には家を乾燥し、一面には他の塵芥をも一時に^{しょうじん}焼燼するの便益あり。
- 一 床下に溜りたるときは、現に不潔物を認めざるも凡て有害のものなれば、必ず床板を剥して之を搨出し、其後の泥土は掻き取りたる上生石灰を撒布し、之を乾燥することを怠るべからず。

前項の清潔法乾燥法等を行ふにあらざれば水の退きらる後直に其家屋に起臥すべからず。其再び被る所の災害は、一個月又は二ヶ月を経て追々現れ来るものなれば、家屋敷の掃除も行届き、湿気の全く除たるを待て帰住すべし。

仮小屋に住する者は、左の事項を守るべし。

- 一 仮小屋に在る時は、^{なるべく}可成多人数同宿すべからず。
- 一 敷物を厚くし、湿気の身体に及ばざる様に為すべし。
- 一 湿潤したる衣服夜具は、決して用ふべからず。
- 一 伝染病発生したるときは速に其病人を別所に移し、健康人と同宿せしむべからず。又仮小屋に住むこと能はずして水の退きたる後直に其住宅に帰住するときは、左の数項に注意すべし。
- 一 各人の養生に注意すること。流行病あるときの如く、身を温包し、温暖なる飲食を用ゆべし。
- 一 時に火を焚き、家内を乾燥し、又窓戸を開放して大気を流通せしむべし。就寝の前に於ては別して必要とす。
- 一 箆筒戸棚其他屋内の道具は、壁際より^{ばかり}一尺許も離し置き、湿気の蒸散を妨げざる様にすべし。殊に、食物を貯ふる器物は、速に乾燥せしむべし。

2 治安の維持

『^{いわて}巖手公報』1896 (明治29)年6月23日

悪漢の徘徊徘徊 人面獣心の人非人の如何に世に絶へ切らねばとて、^さ左りとは其の肉を喰ひ其の骨を嚙みても尚ほ余り言語同断沙汰の限りと云ふは、此度の大凶変に就て被害地一面の混雑一方ならざるに、常時^{すり}掏摸盜賊の類出没して不正を働く者往々ありと聞く。甚だ以て怪しからんことなり。手回り兼ぬるもあるべけれど、^さ左りとて取締の事亦^{ゆる}忽がせにすべからず注意ありて然るべし。

『^{いわて かいしやう}巖手県海嘯状況調査書』171-173 頁

郡吏を宮古、花輪、千徳、山口、津軽石、豊間根、及被害地中の山の手村落に派遣して日々二十人三十人出稼人夫を誘導したり。当時の事とて弁当丈は郡衙にて支給すべきも、労力をば寄附すべき由説諭せしに、何れも不服を唱ふる者なかりし。豊間根の人夫は山田に行きて働きしに、流亡物品を拾ひ去るとの風評起り、人夫等非常に怒りて一時は帰村せしも、懇諭して旧の如く働かしめたり。

『^{いわて}巖手公報』1896 (明治29) 年6月26日

大海嘯後人心^{きやうきやう}恟々たる折柄、風声鶴唳も悉く是れ海嘯の襲来かと疑はしむ。本日午前十一時五十分偶々向山にて樹木の^{たお}仆るる反響を聞き、スハ又海嘯よと町内の老弱悲喝号泣、上を下へと騒ぎ立てたるが、其中^{ようよう}漸々虚説なりしこと分明し、アタラ^{きも}膽を冷しものにして事止みぬ。扱、此騒ぎに就きて、其際驚怖の余り腰を抜かしたる老人もあれば、又負傷したる壮者もあり。現に、大砂賀の漁師何の某の子供(八才)は之が為め其場に卒倒即死せり。尚同日の騒ぎに逃走る群集の人を^{おしの}推退け々々真先に山手の方へ逃出したる一巡^{じゆんこう}公を見受たり。非常乃場合には保護の官も^こ斯んなものか、去りとは。

第2節 救助金、義援金及び援助物資

1 救援金の種類と総額

2 ^{びこうちよちく}備荒儲蓄金の金額と配分方法

『^{いわて}巖手公報』1896 (明治29) 年7月9日

普通^{びこうちよちく}備荒儲蓄救助法の規定、即ち三十以外尚^{たきだしまい}幾日間炊出米を給する事、恵贈物品を被害地へ運賃補助の事、衛生大清潔法を被害地に施行する事、小屋掛料を補助する事等の数項にて、之に対する費用は県町村の能く負担し得る所にあらざれば、何れも国庫の補助を^こ請はざるべからず。是、刻下焦眉の急に^こ応ずるものなり。

宮城県の儲蓄金処理の特徴

『^{かいしやう}宮城県海嘯誌』218-219 頁

^{びこうちよちく}備荒儲蓄金

海嘯の惨害に罹るや、所轄各部長は知事の訓令に基きて^{とりあえず}不取敢一時^{たきだしまい}焚出米を給与せしと雖も、本県備荒儲蓄金管理支給規則は焚出米は災後七日を超ゆるを得ず。其他、食料、小屋掛料、農具料の如きも一定の制限ありて、其^{なかんずく}範囲を出るを許さず。然るに、今回の災害たる古来未曾有の天災にして其区域三郡の廣きに亘り、就中本吉郡沿岸各村の如きは其惨状最も甚しく、衣食住居^{どうと}を失ひ、道塗に彷徨号泣するもの幾万を以て数へ、現行支給規則にては^こ範囲狭隘にして實際適応

の救助を為す能はず。殊に、食料の如きは、炊具を亡失したるもの十中八九に居るを以て、玄米若くは代金を支給するも之を炊く能はざるの状況なるに依り、知事は特別支給法を設け、食料は總て焚出米^{たきだしまい}を以て給与し、小屋掛料、農具料の如きも備荒儲蓄金制限の極度を給し、以て是等非常災民を救助するの必要を認め、六月二十二日を以て県参事會の議決を取り、備荒儲蓄金特別支給法を設け、主務大臣の許可を乞ひ、同時に備荒儲蓄金収入予算に金四万七千百貳拾五円を追加し、内金参万六千餘円は中央儲蓄金の補助^こを請ふの見込を以て主務大臣^{りんしん}に稟申せり。今、左に特別支給法及追加支出予算の細目を掲ぐ。

『宮城県海嘯誌』^{かいしやう} 219-220 頁
備荒儲蓄金^{びこうちよちく}特別支給方法

明治二十九年六月十五日、海嘯の害に罹りたる窮民に限り、備荒儲蓄金管理支給規則に依らず、左の割合を以て、食料、小屋掛料、農具料を支給す。但、種穀料は之を給せず。

- 一 食料は、老幼男女を問はず一人に付一日下白米四合の割合。菜代、薪代、炊夫賃等は、実費に依り總て焚出米を以て三十日間之を給す。
- 一 小屋掛料は、家屋の流失破壊したるものは、家族の人員に拘はらず一戸に付金拾円を給す。
- 一 農具料は、耕作に従事し得るもの五人未満は一戸に付き金拾円、五人以上は同金拾五円を給す。

『宮城県海嘯誌』^{かいしやう} 221-222 頁

六月二十五日、中央儲蓄金補助^{まづもつ}として先以て金壹万円を交付し、支払命令を委任する旨内務大臣より電達あり。尋で七月一日、備荒儲蓄金特別支給許可の指令を得たるを以て之を管内に告示し、且つ右支給方法に關し被害三郡長に左の通訓^{とおり}令せり。

今般、備荒儲蓄金特別支給法相定め候に付ては、右施行方法左の通^{とおり}心得らるべし。

年 月 日 知事

本吉桃生牡鹿三郡長宛

- 一 食料は、郡長限り各町村便宜の地に於て支給法の範囲内を以て焚出米を為すべし。焚出米は、其給与の周到にして遺漏なからんことを期すると同時に、濫費に流れざる様深く注意を加へ、被救者の員数を正確に調査し其実数に依りて之を給与し、其自活の途を得たるものは隨時之^{こうじよ}を扣除し、費額の節減を務むる可し。
- 一 小屋掛料は、家屋の流失したるものは勿論、破壊せしものと雖も實際住居^たに任へざるものは之を給与するの精神なるを以て、是亦其実数を調査し、支給法に該当すると認むるものは本人若くは総代人をして本庁に出願せしむ可し。
- 一 農具料は、田畑を所有すると否とに拘はらず従来農業に従事するものにして農具を失ひたるものに給与すべきものなるを以て、其實際を調査し、耕耘に従事し得る家族の人員を記載し、前項同様出願せしむ可し。

びこうちよちく
備荒儲蓄金の問題

『毎日新聞』(7月10日)

岩手県知事の談話

今回の海嘯は濃尾の震災と違ふて、其の善後策には苦心だ。濃尾の震災は随分家屋の倒れたるもの、人畜の死傷せるものも多く、頗る^{すこぶ}惨憺を極めたるには相違あるまじけれど、今度の海嘯の如く、家も田畑も人と共に流失する様の事は無かりき。加之ならず、明治初年以來、救助などは^{ことごと}盡く農民を目的として制定せるもののみなれば、今回の如き事変に適合すべき救助法は^{いったい}一躰制定してない。幸に道路の破壊せるは少なきもの、生きてある人民を何とかして救助せねばならぬ。もう此の十五日で備荒儲蓄の費用支出の期限も切れるが、一日も早く救助の方法を当局者に決してもらいたい。何ふしても尚ほ百日位は被害人民を救助せではならぬが、其の間に老年者幼年者の到底独立の生計を営み得ぬものと、独立の生計を為す得べきものとを調査し、區別して、前者をば貧民救助の取扱いを為し、後者にも国庫の支出金と慈善者の義捐金とを以て漁具等を購求して給与せんと思ふ。ところで、国庫の金を支出して漁具を給与するは、流亡せる私産を回復して遣る様に思ふものもあるべきも、生計の道の得させるにはそれより外に方法とてはなければ、私産の回復とは事情は異なる。是れ^だ丈^だの事は、是非共当局者にしてもらはねばならぬが、其の金額は明言し難しとは、服部岩手県知事の談話なりとぞ。

岩手、宮城、青森の海嘯被害救済費の内訳と支給法

『^{いわて}巖手公報』1896(明治29)年7月14日

三陸救災費額及び支給法

第二予備金より支出する三陸救災費は去十日を以て緊急支出の御裁可を経たる趣き前號に記載せしが、猶ほ其支給法を精密に記せば左の如し。

一、金四拾五万貳千六百貳拾參円參拾錢

岩手、宮城、青森海嘯被害救済費

内 訳

一、金五万六千六百四拾參円參拾錢 食料費

右は備荒貯蓄法の如く、来る十六日より向ふ三十日間、一日一人に付四合迄給与し、其人員は三県を合して四万九千百三十七人なりとす。

一、金拾貳万七千五百円 被服家具料

右は三県の被害戸数八千八百戸の見積にて、一戸に付き平均金拾五円宛給与の割合となす。

一、金拾七万円 救助金

右は被害戸数八千五百戸に対し、一戸に付き平均貳拾円給与の割合なり。但、右救助金は備荒貯蓄法に依り農家にして農具料一戸金拾五円及び種穀料五円の救助を受くる者には給与

せず。尚ほ、農具料小屋掛料は前法に依り、別に救助法に據らず。

一、金九万八千四百八拾円 死体埋葬費、潰家取除費、及び負傷救療費

右は三県の死体二万四千許乃中已に分明したる分と引取人なき分とを一万人と見積り、潰家は三県凡そ二千五百戸、負傷者は五千三百人と見積り、計算したるものなり。

救済費の配当額

『巖手公報』1896 (明治 29) 年 7 月 14 日

緊急支出救災費四拾五万貳千六百貳拾円參円參拾錢を三県に配当する割合は、左の如くなりし。

金卅七万五千六百八十円	巖手県
金五万九千六百五十円	宮城県
金一万七千二百九十三円卅錢	青森県

4 救助金使用に関する内務大臣訓令と 3 県合意

『宮城県海嘯誌』(188-189 頁)

宮城県への通達

(第二) 国庫救済金

明治二十九年七月十一日、内務大臣より救済金下付に付、支給並に整理方訓令せらる。其達左の如し。

宮城県

今般、其県下海嘯被害の爲め、救済費として金五万九千六百五拾円配布し、支払命令を委任候條本年度歳出臨時部海嘯災害費の款中難民救済費の項、宮城県災民救済費の目を以て整理すべし。

右訓令す

明治二十九年七月十一日 内務大臣伯爵 板垣退助

今般、海嘯災害に付、其県に対し救済金として金五万九千六百五拾円、第二予備金支出相成候に付ては、左の各項の趣旨に依り夫々救助方取計ふべし。

明治二十九年七月十一日 内務大臣伯爵 板垣退助

宮城県知事勝間田稔殿

一、救済金五万九千六百五拾円は、左の各科目に分ち支出するものとす。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| 一、金六千七百貳拾円 | 食料 但七千人三十日分、一日一人当參錢貳厘の割 |
| 一、金壹万七千貳百五拾円 | 被服及家具料 但千百五十戸分、一戸拾五円の割 |
| 一、金貳万參千円 | 救助金 但千百五十戸分、一戸貳拾円の割 |

- 一、金貳千七百五拾円 死体埋葬費 但千百人分、一人貳円五拾銭の割
 - 一、金參千六百元 潰家取片付費 但七百戸分、一戸九円の割
 - 一、金參千六百參拾円 負傷者救療費 但七百二十六人分、一人五円の割
- 一、救済金支出の目的は、罹災の窮民にして自活の道を失したる者を救助するに在るを以て、之を吊慰慈善的に濫費すべからず。
- 一、救助金は、右の旨意に従ひ、仮令災害に罹りたる者と雖も多少の財産を有し自活の道に窮せざる者には給与すべき限りにあらず。
- 一、農具料種穀料を給与したる災民に対しては、救助金を給与するの限りにあらず。
- 一、救療費は、専ら医療に要する費用に充つる趣旨にして、負傷者各個に療治費を分配する趣旨にあらず。
- 一、死体埋葬費潰家取片付料は、之が為めに要したる人夫賃其他の雑費に充つる趣旨にして、遺族若くは家屋所有者に分配する趣旨にあらず。
- 一、本訓令に列挙したる各科目の費用は、交互流用することを得。
- 一、本訓令に掲記したる科目以外に於て必要の支出ありと認むるときは、事由を具して内務大臣の認可を受くべし。
- 一、救済金支出の目的は、主として罹災の窮民を救助するに在るを以て、土木事業等災民救助の目的以外に渉る費用は支出することを得ず。
- 一、救済金の支出は帝国議会の承諾と会計検査院の承認とを経るを要するものにして、費用の収支は最も詳細明確なるを要するは勿論、救助金、被服家具料、食料等、災民に給与する金金員に関しては正当受取人の受取証書（代理人ならば委任状と代理人の受取証書）を受領し置き、後日、紛議の因たらざるべき様篤く注意を加ふべきものとす。
- 一、救済金の金額は、各科目の掲記したる罹災の戸口に基き精算したるものなるを以て実地に臨み、支給するに方りては精細なる調査を為し、真に救助を要する災民に限り、且つ救助の程度も各科目に定めたる範囲内に於て適當の等差を設け、務めて濫費に渉らざる様篤く注意を加へ、若し残余金を生ずるときは歳計剰余金として決算を了すべし。
- 一、救助金は、災民の老幼^{はいとくしつ}廢篤疾にして、親族等の救助に頼り難き者に限り、特に一戸に付き參拾円迄を給与することを得。
- 一、被服家具料は、家族の人員多数なるものは特に一戸に付貳拾円迄を給与することを得。
- 一、災民救助の方法は、以上掲記したる條項の範囲内に於て、県知事適宜之を定むべし。

国庫救済金支払に関する三県合意

ついで七月五日、内務大臣は被害三県(宮城、巖手、青森)知事を東京に召集し、国庫救済金^{かふ}下附に付、三県配布割合及び右支給に関する訓令案を内示せられ、依て三県知事は内務省に会合し、訓令の範囲内に於て支給方法を一定するが為め申合内規を定む。其内規、左の如し。

救済金支給法三県申合内規

- 一、食料は、満三十日間備荒儲蓄金の救助を受けたるものにして、尚自ら生活する能はざるものに之を支給す。
- 二、食料は、老幼男女を問はず一人一日玄米四合以内とし、現金を以て満三十日分を一時に支給す。但焚出米^{たきだしまい}は一切支給せず。
- 三、救助金は、家宅の流失全潰半潰に係りしものに之を支給す。
- 四、救助金は左の割合に依て支給す。
 - 一、一家老幼(六十歳以上十五歳未満)^{はいとくしつ} 廃篤疾者にして親族の救助に依り難きものには、一戸に付金参拾円を支給す。但し、被害の輕きものは本項金額の四割以内を減ず。
 - 二、前項に該当するものの外は、国庫金下渡金の内より前項に係る金額を除きたる残額を毎戸平均に割当支給す。
 - 三、前項の割合額一戸金貳拾円以上に当るときは、貳拾円に止む。
- 五、被服家具料は、家宅の流失全潰半潰に係りしものにして被服家具を失ひたるものにこれを支給す。
- 六、被服家具料は、左の割合に依り支給す。
 - 一、国庫下渡金を折半し、其半額を戸数に、半額を人口に割当支給す。但し、半潰に係るものは、戸数割人口割とも、流失全潰に対する割付額四割以内を減ず。
 - 二、前項の割合額、一戸金貳拾円以上に当るときは貳拾円に止む。
- 七、以上各項は、三県協議の上にあらざれば之を更正せざるものとす。
- 八、以上各項に掲ぐるものの外、支給法の施行細目に渉るものは三県適宜に之を定む。

第5章 「明治三陸地震津波災害からの復旧」で引用した資料の原文

第1節 被災者支援

1 被災地取り片づけ

いわてけんかいしやう
『巖手県海嘯状況調査書』189頁

死体及潰家片付に關しては、被害地付近の無害町村より人民を義拳せしめ、とりあえずいつ不取敢潰家を取片付け、通路を開き、且其残木より用材を選択する等の手続を運びたるも、山田町付近の町村は海岸に接続したる家屋多して、無害の町村は極めて少く、到底地方の人夫を以て片付難く、依て本県庁に於て人夫を募集し、該地方に派遣し、又第二師団よりは工兵を派遣せられ、目下取運中なれば日ならずして成功すべく、其他の町村は山間等へ押揚げたる木材等を拾集するに過ぎず。

いわてけんかいしやう
『巖手県海嘯状況調査書』171-173頁

郡吏を宮古、花輪、千徳、山口、津軽石、豊間根、及被害地中の山の手村落に派遣して、日々二十人三十人出稼人夫を誘導したり。當時の事とて弁当丈は郡衙にて支給すべきも、だけ労力をば寄附すべき由説諭せしに、何れも不服を唱ふる者なかりし。豊間根の人夫は山田に行きて働かしに、流亡物品を拾ひ去るとの風評起り、人夫等非常に怒りて一時は帰村せしも、懇諭して旧の如く働かしめたり。其後、南岩手郡の郡書記人夫をひきい將てへいぐん応援の爲め宮古北閉伊郡を指して来る。亦稗貫の郡書記二人同じく人夫を引連れて山田に向ひ来る次第。二師団工兵一小隊も、同じく山田に來れり。斯の如く数百人の人夫工兵一時に山田に入込みしも、之れが全体を引廻す監督者なき爲めに、各自の働きのみにして工事捗らず、余儀なく県庁より技手一人を請求して設計し、取片付の順序を定めしは七月十五日、取片付人夫の費用等総て国庫より出づると訓示、県庁より申越し來れり。斯くなる以上は他の人夫を備ふより罹災民に賃金を取らしむるの要ある故、急に他の人夫をば断はり以て災民の老幼男女をことごと盡く出して働かしむ。斯く罹災民に働かしむる方針を取りしより、自然、老幼事に耐へざるものありて、自然仕事後れたりしも、斯もて石垣を修繕し、防風林を植へ、溝渠をさら深ひ、井戸をさら浚ふ等の仕事をなさしむるを得たり。宮古人足中には、髮結、時計師、提灯張、印判師等ありて、此等は平生労力に慣れざる故、別に焚出配りを命じたり。

2 応急住宅

へい かいしやう
『南閉伊郡海嘯紀事』193頁

尙石にては、海嘯後十餘日間は固より雨露を覆ふの家もなければ、布団も、むしろ蓆もなし。さ去れば夜間は数十人一団となり、焚火を取囲みつつ木の根を枕として地上に寝臥したる有様は、宛あたかもら牛の野宿に似て今思ひ出だすさへゾッと身慄ひする程なり。

いわて
『巖手公報』1896(明治29)年7月8日

災害以来、残民は如何に暮らせるか。一村^{ことごと}尽く流失したる地は、覺束なくも素人細工の小屋を立て、老幼其中に雨露を凌ぎ居るもあり。又幸に残家ありし所には、一家十数人宛配布雑居して寄合竈を立て居るなり。然れども斯の如きは一時の間に合せにして、到底永久の役に立たざるなり。義捐金も畧ほ集まり、救護の方針大体定まらば早く此等残民の爲めに仮小屋を片端より作り与へねばなるまじ。仮小屋とて、吹けば飛ぶ様では往かぬ。粗造なりとも、永住し得らるべく作るべし。

一戸一軒宛^{ずつ}にては、手数多く、費用倒れなるべし。二十人三十人乃至五十人を一組として大なる共同寄宿所を設くべし。木材は官林官山より伐採すべしとせば、人夫と大工の手間^の乃みにて建造し得べきなり。

今頃は万事緒^{ちよ}に就きしことならんが、災後数日間は岩穴に居を営むもあり、破船を倒にして其下に起臥する者^{など}杯見受たり。一々斯かる窮状には非らずと雖も、衣食の需用と共に住家の構造は、一日も着手の速なるべきを望むなり。

第2節 交通・通信の被害と復旧

1 交通の状況

『巖手公報』1896 (明治29) 年7月4日

沿岸の道路は、何處も同じ山坂険路にして、牛馬も尚ほ喘へぐ処あるに、侍従一行は始終馬上或は徒歩せられ、十数日の間、嘗て安憩せられたることなかるべし。

『宮城県海嘯誌』109 項

且被害後一週間許^{ばかり}は道路開通せず。又海路便船なく、交通の不便より遂に日用品、糧米に至るまで欠乏を来し、歌津村出張警察官の如きは玄米を炊きて僅に飢を凌ぐに至れり。

『宮城県海嘯誌』120 頁

松島丸航海日誌

六月十八日払曉曇。前六時晴。海上平穩。午前四時十五分、北上川抜錨志津川に向ふ航路は荻の浜を左方にして進み黒崎を回り金華山瀬戸を経、午前八時十八分出島に寄港し、採水終て同十時出帆桃生郡沿岸に差掛るや、薪又は材木の海上に漂流すること三里許^{ばかり}の長さ^{およびひろがり}に及^{じん}尋て、塵芥^{かい}什器の流動するもの倍多きを認む。本吉郡海境に入るに及んでは破潰したる家屋材は海を掩蔽して海水を見ず。依て之を避けて進航し、午後零時五十分、志津川湾に達す。

『風俗画報』臨時増刊第百十八号、海嘯被害録上卷 22 頁

大船渡湾付近

大船渡湾は長さ三里中十七八丁計りあり。湾の入口に近き大字石浜より対岸^{たこ}鮎の浦の方位に向

ひ、遠く望めば長さ五六町の堤防を築きたるが如く、近く眺むれば一条の白州の如く見ゆるものは是れ流失家屋の木材集れるものにして、木材の間往々交ゆるに人馬の伏屍を以てし、湾の周囲七八里の間殆んど空処なき迄に波止場を築きたるが如くなり居れり。物亦流失家屋の木材の寄れるものなるを見ても、如何に海嘯の激烈にして如何に多くの家屋根を流したるかを知るを得べく、原形の儘^{まま}少しも破壊せざる屋の湾中に浮びて幾個の浮島^{すこぶ}を作れるは、頗る奇観なり。

『^{いわて かいしやう}巖手県海嘯状況調査書』176-177 頁

東中北閉伊郡^{きたへいぐん}（新渡戸宗助）の話

海嘯の爲め宮古の橋落ちて通行困難なりしが、危急の場合、尋常の手續にて架設するを待ち難く、已むを得ず郡長独断にて橋錢徴集の事を許し、請負人の手にて架設せしむ。然るに、橋成りて県庁より橋錢徴集の義相成らざる旨申し来り。即ち、其費用の損毛丈後にて請負人に弁償し、斯くして当時通行便を得たり。

『^{いわて}巖手公報』1896（明治29）年7月31日

大海嘯に逢ふに際し、此地方人民の尤も悶慮を起したるは、道路の不便に付き万事不都合を感じたることなり。去れど、今日までは鉄道交通の議あるをば一向不必要の如く冷評したる人民が、今や災害の爲めに深く^{どうと}道途の迅速ならざる可からざるを知り、鉄道談に対しては何れも同賛の感情をば持ち来れり。宮古山田地方に将来是非鉄道を通さざる可からざるは、独り軍用のみに止まらず、当港の水産に付き大に鉄道を利用すべきことあり。

2 通信の状況

『^{へいぐんかいしやう}南閉伊郡海嘯記事』185 頁

郡吏吉田氏の談に、遠野郵便局長菊地松雄氏は釜石郵便局流亡の變^{へん}を聞くや夫々報告を了し、監督局長に稟申の上、十六日午前第九時遠野を發し、同日午后四時釜石に着するや否や同局長に打合せ、局務を挙げて担任することとし、先づ流亡の局舎を搜索して豫備器械を発掘し、直ちに鈴子なる田中製鉄所に談じ、一室を借受けて事務所に充て、且つ同所備付けの電話用電池を使用し、急速電池の発作を為し其他仮局の準備に従事したり。扨翌十七日に至り未明より局用諸品の搜索に手を尽したるも、破材積重り容易に発掘するを得ず。依て、持合せの手帖を引裂き用紙と為し、又微々たる音響に頼りて受信を為し、^{すなわ}乃ち午前十時を以て電信用始することとはなりぬ。

『^{かいしやう}岩手県海嘯状況調査書』122 頁

釜石の郵便電信局は海嘯の爲めに流潰せしを、十七日午後より修繕して器械を釜石鉾山^{おおつち}と大槌より取寄せ、十九日より発信するを得たり。

第3節 経済・産業への影響

1 津波後の経済状況

『^{いわて}巖手公報』1896 (明治29) 年6月28日、30日、7月1日

経済界より見渡す^{かいしやう}海嘯 (『^{いわて}巖手公報』1896 (明治29) 年6月28日)

今回の海嘯が、全国の経済界に何等の影響を及ぼすべきか、今日迄に達したる公報私報は人畜家屋の損害を列記するに止まりて産業上の被害に就きては詳細の報道を得ず。随つて、未だ充分に経済上の観察を下すに由なしと雖も、試みに吾輩の想像を以て経済界に推寄せたる海嘯の結果を描かんか。

米価：海嘯の起こつてより、罹災地は俄かに米穀の欠乏を来し、急を箱館に訴ふるに至り程なれば、三陸米の集散地たる石乃卷の米商は爰ぞと孰れも強気に構へ、既に中米八圓二十銭乃至四十銭の声を聞くに至りしと雖も、惟ふに是れ一時の變を買ふに過ぎざるものにして、海嘯が左程に米価を騰貴せしむるの力あるべしとは思はれず、海嘯が真に米価を騰貴せしむるには是に由つて全国の米産額に少くも一分乃至二分の減少を来すべき事実あるか、若くは是に由つて運搬の不便を来し運賃の騰貴を促がすべき事実なくんばあらず。然るに、吾輩が二十三日迄に得たる報道及び罹災地の情形に就きて観察する所に依れば、三陸の海岸稲田として見るべきものは左まで廣からず、唯だ気仙沼付近に於て一帯の稲田を荒廃せしめたるに過ぎず。其の他の被害は、案外に少かりしものの如し。然れども、今假りに三陸の米産額が海嘯の為に千分の一を減じたりとせんか。三陸平年の産額は二百六十万石此千分の一は僅かに二千六百石に過ぎず、全国四千万石の上より見れば真に大海の一滴。之が為に全国若くは三陸の米価に影響を及ぼすべき筈なし。而して、海嘯の結果一般の運輸に梗塞を来すべき理由とは猶更之なき筈なれば、之が為に全国若くは三陸の米価に影響を及ぼすべしとは、想像すること能はず。

株式：は久しく不振にして、近頃殊に不振なり。市場の人は言ふ。『大つなみが障りました』。株式の不振は自然の情勢に基づくもの、吾輩夙に之が理由を説きたり。三陸の海嘯如何に大なりとするも、為に一般の経済界を打撃し、延いて株式を低落せしめん杯とは思も寄らぬことなり。然るに、先頃迄強気一点張の時事新報が廿三日の紙上に『海嘯の影響株式市場に及ぶ』などと麗々しく書立て、昨今の不振を以て海嘯の結果に帰し、且つ海嘯の被害案外に大なれば株式の低落するも無理ならずとホノめかし、俄かに弱気に變じたるは甚だ以て其意を得ず。堂々たる新聞紙にして相場師の為を学び、變に乗じて経済界を騒がさんとする其罪決して軽からず。(未完)

経済界より見渡す^{かいしやう}海嘯 (『^{いわて}巖手公報』1896 (明治29) 年6月30日)

稲田：の被害は前述の如く、全国の上より見れば物の数ならず。随つて、米価に影響を及ぼすべきは効力なきは勿論なり。尤も貯米の流失は一時の騰貴を促すに足らんなれど、是とて左

迄^{まで}の事に非ざるは吾輩の確信する所なり。然るに、麦畑に至っては稲田よりも割合に多き地方に幾分の影響を及ぼさざるべからず。而も、其隣国にまで影響を及ぼす程には非ざるべし。蠶業^{かいこ}は盛町、今泉、志津川及歌津地方の被害により蠶^{かいこ}の成繭^{せいけん}を流失したるもの少からざるべし。然れど、春も三陸の海岸は養蚕の本場にもあらざれば、損害の影響直ちに絲況に及ぶが如きことは之なからん。

海産：金華山以北尻矢崎に至る一帯の海岸は、北海道に次ぐべき漁場にして、貿易品としては乾鮑^{あわび}、乾鰯^{ほしすめ}、煎海鼠^{いりなまこ}、乾蝦^{ほしえび}、海草の類、内国商品としては肥料、鰹節、鮪節、其他各種の鮮乾魚を産し、而して其産出の豊凶は実に全国の海産市場を左右するに足る。左れば此海岸一帯の被害は全国の経済界に対して容易ならぬ影響を与ふることならん。之を営業老練家の説に徴するに今回の海嘯は漁場の変更を来すべき虞あるが上に、容易に得られぬ漁具と漁夫を一掃し去りたれば、之を旧に復するには少くも三年の後に期せざるべからずとの事なれば、此三年間は先以て平年より著るしく其産額を減ずるものと覚悟せざるべからず。随つて経済界に及ぼす所の影響亦予測し難きに非ず。

𦉰粕：海嘯前、八戸以北尻矢に至る一帯の沿岸はカド鯡^{にしん}の大漁にて之を𦉰粕に製し貯蔵するもの少からず、八戸のみにても本年の収穫高は四万八千二百俵にして此内三万七千俵は全く流失し、其損害十二万圓を超ゆべしとの事なれば、全体の損害は確に五十万圓の上に出でたることならん。其他東京深川肥料商の之が為に損失したるもの亦少からざるべし。現に岩出惣兵衛氏の如きは、八戸にて千石の𦉰粕を和船に積込むと同時に海嘯に出合ひたりと云ひ、小津与右衛門奥三郎兵衛氏等も亦余程の損害を受けたる見込にて、目下手代を派し調査中なりと云ふ。斯る有様なれば、東京𦉰粕の相場にも自然著るしき影響を及ぼすならんと想像する者少からざるが、近年海産肥料は品払底にて、近海の大鰯𦉰粕の如き既に十貫目五円内外の珍値を現はし、最早天井に達したる商状なれば、今更海嘯の為に愈々品払底を告ぐるも農家の資力に限りあることなれば、此上相場を高めたりとて買手のあるべき筈なし。左れば海嘯の為に此上肥料の騰貴を来すことなからん。

漁具：三陸海岸に使用する鰯網^{いわし}は、地引又は改良アグリに似たる巾着網^{きんちやく}にて、此網は各村中の各浜には必らず三張四張りを備へ居ることなるが、其一張と云ふは三尺巾の製網一万間乃至五千間より成るものにして、其の代価百間に付き十六圓程、又鰹網、鮪網、鮭網杯の代価は鰯網の十分の一位にして、是れとても容易に得らるべきものに非ず。先祖代々一つの網を年々歳々少しづつ修覆して使用し来りしものなるに、今や瞬間の海嘯に悉く之を流失したれば、其損害^{さて}は倍置き、之が代品を求むるの困難は想像するに余りあり。昨今罹災地より東京の網問屋へ向け来る鰯網^{いわし}の注文引も切らざる有様なれば、何分之が職人とも云ふべきものは極めて少く、到底注文に応じ切れずとの事なれば、目下の処にては仮令何程の資金を投ずるも、一時に漁網を新調して直に旧業に復すること思ひも寄らず。

(未完)

経済界より見渡す海嘯（『巖手公報』1896（明治29）年7月1日）

一般の生産力 生産の要素を資本、労力、天然の三者に分つものとすれば、今回の海嘯が生産力に一大打撃を加へたること勿論なり。

先づ、資本の点より観察せんか。流動資本の損害額は其概算すら未だ之を得るに由なしと雖も、被害者の貯蔵せし現金、食料、被害者に貸付けし金額の損失、及び各種の海産物肥料其他商品として貯蔵せしものの流失等を総合したらんには、其額決して少からざるべし。而して、固定資本に至ては先づ家屋の破損流失を一万と概算するも其損害幾十万圓に上るべく、漁具の流失亦幾十万圓を以て数ふべし。其他家具家財の如き新たに之を購入して旧に復せんとすれば、其代金亦幾十万圓に上らん。今や公私共に目前の救済に急にして是等の調査に着手する能はずと雖、他日仔細に之を調べたらんには其損害の意外に多きを発見せん。或人の之を一千万圓と打算せしも、或は過当にあらざるべきか。

次に、労力の点より観察せんに、今回の死者三万と称す。假に此三万を悉く漁業者なりとすれば、三陸漁業者の大部分を生産界より減少せしものにて、殊に漁業者は年来気風慣習熟練に於て多くの価値を有し、俄かに他の労力を以て之に代ふべからざるものなれば、将来の海産事業に及ぼす所の損害決して少なからざるべきを信ず。又之を全国の上より見るに、我が国男女四千万の人口は平均して一人の生産力十二錢に当るとの事なれば、三万の死者が永く全国の生産界に及ぼす所の影響亦決して軽からず。而して、現在に於て今回の事變の爲めに遺民の業を廃する日子及び救済の爲めに要する労力等は、仔細に調査したらんには其損害亦決して少からざるものあらん。然れども、資本と云ひ労力と云ひ、其損害は他年或は之を恢復するを得ん。

唯だ恢復に最も困難なるものは、天然即ち、生産の一要素たる天然の力なり。農作の被害は既に記するが如く左まで大ならざるにもせよ、昨日まで雲雀の住みし麦田が俄かに變じて蟹の住む所となるに至っては、有租地より免租地に組替へらるるもの頗ぶる多からん。市街地に至ては、亦海嘯の爲めに永く地価を減ずるものもあらん。殊に漁場の如きに至っては、激變の爲に到底急に復する能はず。更に新漁場を開くの必要もあらん。是等の損害は資本労力の両者に比して或は譲る所なかるべきか。資本労力の損害斯の如くにして天然力の損害亦斯の如し。其影響獨り三陸に止まらずして一般経済界に及ぶ所あるべきは識者を俟たずして知るべきのみ。然れども之れ将来に就て言ふのみ。直接に目前斯る影響をみるべしと云ふにはあらざるなり。理論上より之を言ふのみ。實際に於て、斯る影響の目に付くほどに著るしからんと云ふにはあらざるなり。

2 製塩業への影響

『巖手公報』1896（明治29）年6月25日

食塩の欠乏 当郡内中小本、田野畑、普代の如きは製塩業を以て生活の資とし、郡内各村は亦た食塩の需用を此の三ヶ村に取る。然るに、今回の変災のため製塩場を悉皆流失し、市場殆

んど皆無の状なり。此の点に至りては郡内各村一般に変災の影響を感じるものゝ如し。然るに、此機に乗じ私利を得んとして價〇〇騰貴せしむるものあるは、真に憎むべし。

※ 〇〇：不明

第6章 「明治三陸津波災害からの復興」で引用した資料の原文

第1節 家系や集落の復興

『南閉伊郡海嘯紀事』176頁

鶴住居村沼崎忠四郎氏は村役場収入役として、兼ては又授産世話掛たり。氏は、海嘯後専ら惨害の甚しき両石方面に於ける事務を分担し、日夜救済に尽瘁せられたるが、就中氏が被災民に対する好所措たる一例を挙げれば、海嘯後両石の遺民は兎角悚然として海嘯の震懼すべきを知り本地に住居することを厭ひて、多くは他国に移住せんとしつゝあり。氏は此事を聞くや大に之を慨し乃ち有志者白木沢孝、高橋万次郎の二氏と相謀り、遺民一同を呼び出して懇々移住の不可なるを諭し、且つ人名簿を為りて従来いとの如く本地に住居する者は之に調印せよ、他に移住せんとするものは直ちに此地を立退くべしと、果斷の処置を以て命令を下せしかば、遺民等は茲に始めて其理を会得し、遂に移住の事を思ひ止まるに至り方今人家しょうしょう稍々立揃ひ今より数年を経ざる間に充分の回復を期しつゝあるもの、実に同氏等抜群の尽力に因らずんばあらず。

第3節 町並みの復興・整備——釜石町の場合

『巖手公報』1896（明治29）年7月25日

釜石の疎水工事は前項記する如く遠からず始めんとする由なるが、目下衛生予防の事業として此事尤も急を要すべし。日に増し暑炎地を蒸し来たるに、泥田悪水依然として滞腐するを見る。此等をことごと尽く洗條して臭気を去るに非らずんば、衛生の事安心なりと言ふ可からざるなり。聞く、災害の翌日頃より渴に耐へざる儘汚水を飲みしものは、大概死去したり。負傷者よりも治療難儀なる由。去れば、井戸の如きも為し得る限り頻々改浚すべきを要す。

第4節 学校の再開

『宮城県海嘯誌』298-301頁

小学校に関する事 海嘯の災害は本吉郡内十二ヶ町村に及び、被害小学校十七校内校舎の流失潰倒せるもの三校、教員の死亡せるもの三名、生徒の死亡せるもの三百七十八名、同負傷せるもの五十三名にして、其他被害の生徒数は実に九百餘名の多きに達し、其惨状見るに忍びざるものあり。是に於て吏員を急派し、其被害児童は一般被害民と共に救助せしめ、校舎の流潰又は破壊せるものは一時寺院を以て仮教室となし、災後五日乃至十日以内に於て一般仮授業を開始せしめ、一方には授業用具を給与し以て普通教育をして休止せしめざらんことを期したり。然れども、是只一時の姑息の手段にして素より永続善後の策にあらず。依て、更に精密査覈の上、被害小学校の編制を縮小し、其経費予算標準を定め、町村長及び被害町村各種歳入の減損額を調査し、校舎

再築費と減損額との多寡に^{しか}応じ教員俸給の幾部及備修築費は県税の補助を仰ぎ、以て善後復舊の事を計画施行せり。而して一町村の資力到底小学校維持に堪へ難きものは引続き三十年代に於ても県税の補助を仰ぎ、又三十一年度に於ても継続補助を請へり。

左に、縮小学級数の概計及小学生徒被害明細表を示す。

縮小学級の梗概

一、縮小したる学級数	十六学級
一、廃止したる分教場	六ヶ所
一、校舎再築補助費	六百拾六圓
一、同修繕補助費	百圓
一、教員俸給補助費	式千九百四拾八圓式拾錢

又た、被害生徒中、書籍、石盤等、受業具を流亡せるもの甚だ多く、其数書籍に於ては五百餘点、石盤等に於ては四百餘点に及べり。是等授業上一日も欠くべからざるものなるも、幸に当時本県教育會中央部に於て被害生徒救護義金募集の^{きよ}擧あり。本吉郡気仙沼小学校外九校職員は之が募集に応じ、義金を投ずるもの八拾九圓九拾五錢八厘に達せり。依て該金を以て生徒受業具即ち書籍、石盤、筆墨紙等を購入供給し、授業上差支なからしめたり。

『^{いわて}巖手公報』6月28日

被害地の学齡児に就て 朝に紫雲天に漲りて旧端午の節句と共に吾人をして楽しませたるものが、夕には妖雲天を蔽へ来りて山なす怒濤と共に人畜をして空しく海底の藻屑と化し去らしむ。地変地妖の^{ちよう}測るべからざる一に何ぞ斯く乃如くなるや。流失家屋幾千、人命を損ずる実に二万三千有余、父母を喪ふの孤児道路に横はるの半白居るに家なく喰ふに量なし。^あ吁惨なる哉、今日同胞兄弟奮ふて救恤の義侠心を發揮しつつあるもの固より其の処なり。而して吾人が最も此際憂ふる処のものあり。彼の可憐なる児童学ぶに校舎なく、書籍器具を購ふに途なく、教員ありて生徒なき処あり、生徒ありて教員亡き処あり、此等の処置を今は研究し置き、一日も速かに学に就かしめ、以て六郡今後の相続者を養成せざるべからず。是れ果して誰が任ぞ。当局教育者に^{あにほか}あらずして豈他ならんや。即ち目下此の急務を救ふには其策一二に止らざるべしと雖も、本県下各郡の教育會之れが^{しか}当面に任ぜざるべからず。即ち、此等不幸なる学齡児童を各郡地へ配当すべく、而して総ての経費は各教育會及び其地有力のもの自ら進んで負担せよ。是れ諸氏の義務なるにあらずや。諸氏、以て如何と為す。

第5節 漁業の復興

3 漁業の復興

『東奥日報』1896 (明治29) 年6月27日

各被害者は目下遺物の取片付に忙はしく、尤も自家所有の遺材は大概片付きたる由なれども、他部より漂着の布団、枕、木材等、川口より砂ヶ森まで十里の海岸には夥しく散乱し居ることなるが、此等を取片付けざれば漁業を開始する能はず。何となれば斯く散乱物あれば網に引かかりて破損を招かざるを得ざればなり。去れば、付近人民は浜辺に出でて専ら取片付に従事し、使用の道なき物品は焼き捨て中にして、甚だ多忙なる者の如く。

『巖手公報』1896 (明治29) 年7月14日

三陸地方漁業復旧乃方法如何 三陸地方の海嘯は悲絶惨絶の災害を与へたと同時に、漁業上亦大なる損害を被らしめたり。今試に、同地方より生ずる水産物は我全国の水産物に対して如何なる割合に在るかを見るに、左の如し。

全国水産物	19,899,813 円
宮城	491,353 円
巖手	633,894 円
青森	788,808 円
計	1,914,010 円

即ち、三陸地方の水産物は^{あたか}恰も全国水産物中の一割に相当し、而も其主要の地位を占むるものなり。而して、其損害の多寡如何は^{しか}我国経済上大なる関係を有すること更に言を待たずして知るべきものあり。今や該地方乃漁業は大なる損害を被むり、本年の漁獲は勿論将来の漁獲亦大に減少するものあらんとす。而して、精密なる調査なき今日、其損害果して幾何なりしや素より之れを知り得べきにあらずと雖も、多くの漁夫等が依て以てこの巨額の水産物を漁獲したる漁船漁具を^{せんしょう}流失したること^{しか}尠少ならず。最近の調査に據りて此等地方の漁船漁具等を数ふるに、左の如し。

	漁船	漁網
宮城県	9,804 艘	64,439 流
巖手県	7,524	13,080
青森県	8,625	79,363
計	35,953	156,882

想ふに、この漁船漁網の大半は^{しょうがい}嘯害の爲めに流失したること疑ふべからず。故に之を使用して直に漁獲に着手すること能はざるのみならず、既に之を使用せんとする漁夫亦大半流亡したるが故に、此等地方の水産物は本年に於て減少を見ると同時に、将来亦或る期間之が減少を見ると免がるべからず。国家経済上其損害^{あに}豈少なしとせんや。既に国家経済上及ぼす所の損害大なる

ものありとすれば、今日に於て之が復旧の方法を講ずるは最も急務に属するものにして、決して等閑に付すべきものにあらず。而して、其方法素より種々あるべしと雖も、要するに左の二途に出づるより外なきなり。

(一) 新規改良の漁具を使用して漁獲^の乃増加を計らしむることを奨励する事。

(二) 奨励法を設けて他地方より漁民を移住せしむる事。

労働力の減少を補ふに機械の力を充用するは経済上普通の方法にして、既に漁夫の数に於て非常なる減少を見たる場合に臨みて、新規改良の漁具に依て漁獲の増加を計らしむるは緊急の事たるのみならず、又他地方より漁民を移住せしめて以て其業を営ましむることも必要の方法たり。尤も、移住と言はず出稼とあれば奨励を待たず既に漁民多きに過ぎ、悪弊日に増長せんとする。千葉県地方より三百名内外隊伍を組み、將に彼地^{まさ}に向て進まんとするものある由なれども、宮城、巖手及青森三県ともに水産物に対して巨額の地方税を負担せしめつゝありしが故に、唯々他地方の漁夫等多数入込みて其漁獲^{いたずら}を為す時は、徒に同地方の水産物を穫取し去るのみにして、国家経済上敢て損得なきも地方経済上曾て得る所なきのみならず、却て生存漁夫等の不利に帰するの虞あるを免がれず。之が復旧の方法を講ずるに当りては、須らく此等の事情をも亦斟酌する所なかるべからず。

要するに、三陸地方漁業の復旧は蓋しこの二途に出づるより外なきも、唯之が奨励の方法と之が保護乃方法とを購究する直接の任務を有するは地方知事にして、其方法宜しきを得せしむると否らざるとは内務農商務両大臣の職責に在るものなりと謂ふべしと、中外商業新報は記せり。

『^{いわて かいしゅう}巖手県海嘯状況調査書』39-41 頁

^{けせん}気仙郡にては海嘯の為めに沿岸の漁民多く死亡し、従て将来漁業の振はざらんことを憂ひ、他地方より移住民募集の計画をなし、左如き規則を制定したり。

移住民補助規則

第一条 海嘯被害地にして移住民を要するときは事務所に申立募集を依託するを得。

第二条 移住民は遠洋漁業に長じたるもの又は現在漁業に従事しあるものにして移住后同業に従事し得べきものに限る。但、稼業者の家族は此限にあらず。

第三条 移住者は出稼人にあらずして永住の目的を有するものたるべし。

第四条 移住者は一カ月以内に於て官署に対し永住の手續を為すべし。

第五条 移住者に就ては其小地区に於て其住所其他漁業上の便宜を与ふるものとす。

第六条 移住者にして六カ月を経過したる後に於ては漁業上に付き其区民全様の権利を享有すべしと雖も其以前に於ては岩付物其他共同の利益を分課せざるものとす。

第七条 移住者は性質善良にして身体^いの健康なるものを撰定すべし。

第八条 移住后三カ月間毎月左の手當を給与すべし。

初月一戸に付 金五円已内

翌月全 金四円全

末月全

金参円全

第九条 移住者の旅費旅費及必要なる器具運搬費は実費を以て給与すべしと雖も、一戸金参拾円を超過せず。

第十条 移住者は移住地の漁民に対し漁具の製造及漁業上に付、伝習を許すの義務あるものとす。

第十一条 移住者に対する費用は本所役員の旅費を除くの外、一切其小地区に於て負担するものとす。

第十二条 移住者にして止むを得ざる事故のため二カ年以内に他郡へ転せんとするときは、總ての費用を償却せしむるものとす。但し、旅費補助金の給与を得ざるものは此限にあらず。

第十三条 移住者は本規則に従ひ、正当の保証人を付したる盟約書を差出すものとす。

第十四条 移住者に対しては一カ年間組合費を賦課せず。

『^{いわて かいしゅう}巖手県海嘯状況調査書』69-72 頁

^{けせん}気仙郡授産

^{にじゅう}廿九年八月十一日、三輪県属気仙授産世話掛として盛町に出張したり……授産世話の便宜上被害地受持区を二区に分ち……夫々担当者を定め……毎月三十日、事務打合の為め盛町事務所に集會する事とせり。

授産方法の項目は

第一 各部落の状況に応じ、漁船漁具其他の職工品を購入又調製せしむる事。

第二 小屋掛をなさしむる事。

第三 魚類食塩等の製造所を設けしむる事。

第四 必要の衣服家具を調製せしむる事。

第五 海底及河口に変動を生じ漁場に荒廢に係るものは、之れが再興の途を講ずる事。

第六 部落の状況に依り戸口移殖の必要有る時は、之れが方法を講じ県知事に具状する事。等なり。

斯の如く方法已に定まりて第一着に何をなすべきかと云ふに至り、目下貧富相通じて尤も必要なるは^{するめ}鯛漁なるを以て、先づ^{するめ}鯛船の供給を計るべきに決し、被害各町村に割出して見積りしに大略四百六十艘を要し、之れが製造代価壺万式千九百円を要せり。之を気仙全郡に充つべき救助金式万五千四百十七円より差引くときは、尚ほ一万式千五百十七円の残余あり。然るに、救助金を造船費用に当つる事に付ては一応被害者に談合して其賛同を得たる後に非らざれば能はずとし、各々手を分ちて巡回せしに、各村皆同意なりしかば即ち此議に決し、此に於て大工百人を各村に割付し、之れを無被害地の町村より徴集せんことを町村長に^{はか}諮りしに、実地に引纏むる事実^{はか}に容易ならず。世田米より唐丹に行きし大工の如きは、食料も続かず、小屋もなく、修繕所もなき有様にて、作事快ならず。各村の故障往々此の如くにして、世話掛の心配一方ならざりき。

造船に要する材木は被害地より総代願人を出して、日頃市、小友、矢作、立根、唐丹諸村の官林^{けん}払下を出願する手続をなし、造船は勿論小屋掛にも従事したり。小屋掛に就いても人々各自^{けん}倏^し侈意に任して救助の実を空しくせんことを^{おもんばかり}虞世話掛は注意して、時日を失はず質素に建築すべき事^{あまね}を普く説諭したり。

被服家具を整へしむるに付ては可及丈節約を専らにせしめ、同一の品は合同して購買する方法を立て、又金を直ちに人民に渡すときは自ら無用に濫費する事を恐れ町村長之れを預り、購求品は其果して有用なると認めしものに限り買はしむる事とせり。又、官林払下の代金は被服家具料より出さしめ、不足の分を救助金にて補助する見込となし、以上の方針を以て着々実行し、猶ほ第二段の善後策に付ては各被害町村従来の漁業を觀察し、例へば甲村は鮪^{まぐろ}漁に適し乙村は鯉^{かつお}鰯^{すめ}漁に適する等之れに対する船舶漁具の数を調べ、之れに準じて将来の生計を立てしむべきの計を講ぜり。

尚ほ、事後の実況を参考すべきが為めに、左に授産世話係の報告を摘録せしに、二十九年九月第二区受持係が第二回巡視を遂げたりしときの報告に云ふ。

授産世話掛^{かいしやう}海嘯被害地景況報告

明治廿九年九月十二日、第二回受持区域内被害地を巡視せるに付、其景況左に申報す。
九月十二日、気仙村^{けせんむら}被害地を巡視せしに、登時小屋掛け及家屋建築に着手し本月中に過半成功すべき見込なるも、其全く整頓に至る迄は今後凡そ二カ月を要すべしと思考す。

船材は、授産掛に於て村長と協議の上、民有林木を買入れ、職工式拾名を以て日夜精励材取に従事せしめたるに依り、日ならずして六十艘の船材を得る見込なり。但、気候不順の為め乾燥に^{すくなからず}不^{にじゆう}尠時日を要すべく、今後五十日を経るにあらざれば被害者一般に漁船を交附する運びに達せざるべし。

気仙村にては、漁船漁具其他の物品を被害者に交附し、金員を直接給附せざる方針を取り安部助役之れが主任となり、応急處分をなし居れり。

十三日、米崎村に移り巡視するに、同村は被害の寡少なる地方なるを以て家屋の修繕建築は過半竣工せり。然れども、漁船に至りては唯樹木を購求しあるのみ、未だ船材を伐出せず。又、拂受け官林の樹木伐採の如きは全く被害者に放任せるものの如し。

更に転じて小友村を巡視するに、家屋は已に三分の一は建築を了せり。又、船材の如きは自山若しくは官林に仰ぎ、乾燥を待ちて造船に着手する見込なり。同村は村長其他の尽力に依り、諸般の準備^や稍^や緒に就きたるものと視認せり。

十四日、広田村を巡視するに、同村は家屋建築材は^{ことごと}悉く官林に仰ぎ、多数の職工を雇入れ、目下伐採に着手中なり。又、之を監督する為めに部落毎に世話掛を置き、隔番に山林に入り、職工を督励し居れり。然れども、同村は被害の甚しき地方なるを以て、本年中には三分一位建築の見込なるも、来春に至らざれば全部の成功を告げざるものと思ふ。又、船材は多くは之を民有山林に求め、当時乾燥中なるを以て不日^{ふじつ}造船に着手すべしと雖も、職工に欠乏を告げ或は意外に

日数を要するも凶り難し。其既に落成せるものは十二艘なりとす。

十五日、末崎村に入り巡視するに、字細浦、門の浜辺は家屋の建築小屋掛は過半出来せり。元と同村は被害の尤も甚しき地方にして、家屋の流失も亦随って多きが故に小屋掛建築等に至りては尤も難渋なるを覚ふ。加ふるに、其需用材は總て官林に求め、運搬の不便なると職工の欠乏とに依り、意の如く運び難し。其全く家屋の建築を見るには来春に至るべし。船材は多くは私有山林より採り、目下十六艘を造成せり。其他は、材の乾燥を待ちて漸次造船の見込なり。

小友村、末崎村より鉄類、釘類、布団、糸網の類購求方依頼に応じ、東京に注文せり。官林払下の件は、部落至る処に多少苦情を見聞せり。初め官林の払下に方り多少價格の低廉なるものと思惟せしも、尺締の厳密なると不用木の多きとに依り、却って價格の不廉なる憾^{うらみ}あるが為なり。官林に依り一様ならずと雖も、払下木に対し四分一若くは三分一は不用木（細木のため）に属し、此等も均しく尺締の調査をなし払下たるが為めに著しく減木を生ずべく、其結果如何は頗^{すこぶ}る憂慮する所なり。之れを補はんと欲せば、再び官林払下の手續をなすの他に途なきを信ず。今回の巡視は氣候追々寒冷に向ひ、家屋の建築は一層急を要すべき見込に付、主として家屋の建築と漁船の製造とを督励せり云々。（九月十七日付）

右報告候也

海嘯授産世話掛

明治 廿 九年九月十七日 吉田弘二 小松駒次郎 菅原梅吉
気仙郡長 板垣政徳 殿

又、翌年三月（明治三十年）の報告

大船渡村

海嘯以来借家生活せるものも、現今は宅地借入計画にて、木材は準備せるものあり。又、既に着手者もあり。

漁具漁網の整理を見聞するに、漁船は現在に必要な分は已に調度し、其他の漁期に使用すべき漁網漁具は準備中なり。

被服家具は、目下窮迫を告げざる丈^{だけ}調度せり。

食料救助金及其他諸下渡金に対する受払は、確實の整理と見聞せり。

被害者男女残存の数五百九十名にして内漁業従事者大凡百五十名。之れに要する漁船の数百五十艘其他柴海苔採取に使用せる船数及農業用の船共百三十七艘にして、目下就業に差支なし。

被害者中従来の宅地を移転したるものは、被害地全般に対し十中の二と認む。

義捐金下渡の一割は積立方法を定め、別に規約を設け、漁業資本金とする事に協議せり。

本村内船隻は、流亡残二百三十五、修繕五、新造二十二、新造中二十五、合して二百八十七隻。家屋は、新造十五、修繕二十九、仮小屋四十三、未着手十、計るに九十七戸なり。

赤崎村

被害前の漁船数は四百、海嘯当時残存せるもの百九拾九艘あり。而して、現今に至りて破壊船数五十八に対しては三十五の修繕を終へ、残二十三艘は全く修繕をなすも収支相償はざると使用に堪へざる為め放棄し、流失船数は百四十九に対しては新造したるもの六十三にして尚ほ八十六艘の不足をみるも、今後は二十艘余の新造あるべし。

新建家屋は将来厩長屋に使用すべきもの過半にして、實際居宅と称するべきもの少なしと雖も、現今は皆之に住居せり。

漁具魚網漁船の整理に至り手は、現在の必要に応じ得べきもの義捐金等を以て日常差支なき丈け之を調度したり。

被服家具は専ら之に充て、救助下賜せられたる金員を以て目下窮迫を告げざる丈け調度したり。

被害者残存の数一千二百人の男女中、漁業に従事するもの大凡七百おおよそ人にして、之れに要する漁船等は前項に記するが如くなるも、中には被害地外にして柴海苔採取に使用するあり。又は、農業其他を兼ねる（専ら女子）ものありて詳細取調難し。

被害者中、従来の宅地を移転せんとするもの、又は已に移転したるものは被害地全般に対し六分乃至七分に至れり。

家屋の新造九十二、修繕二十三、仮小屋四十四、未着手二十六、都合百八十五戸。

いわて かいしゅう
『巖手県海嘯状況調査書』77-80頁

綾里村

漁具は、新造船と同時に調製し、漁網は現今使用に差支えなき張網を調べ、其他赤魚繩、鮑あわび漁具等も準備致し、協同まぐろ鮪建網も漁期に至れば新設せらるべし。

被服家具の調度は、每部落被害者を直接見聞せしに、日用物品は已に具備せりと認む。

食料救助金及救済金第一回義捐金、小屋掛料恩賜金、被服家具料共受払は、確實の整理と認定。

義捐金の一割は名称を変更し、別に規約を設け、漁業組合小地区積立金となす事に協議決定す。

救助金及義捐金とも、郵便貯金者五十二人、金額二千三百三十二円にして、未丁年者及老年者外小屋掛せざるもの等配得に係る。

被害者残存の数三百五拾名の男女中、専一漁業者百五十名、新造船修繕船とも七十九艘にして、以後造船すべき数は七艘（かつお鰹船にして赤魚漁業を兼ね）、現今漁業者に対比すれば船数足らざるも、するめ あわび鯛、鮑、赤魚張網等の漁期に至れば、互に便船貸与の習慣に因り船を有せざる漁民も不便を感じざるべし。

漁船は、流亡残四十四、新造三十一、修繕四、計るに七十九隻。家屋は、新造七十五、修繕三、仮小屋八十三、未着手五十、都合二百十一戸。

いわて かいしゅう
『巖手県海嘯状況調査書』81-83頁

越喜来村

未^{ていねん}丁年者にして、救済金義捐金とも銀行に預け置の分、積立方法を評定す。

漁具漁網の整理如何を調査するに、漁具は新造船と共に調製し魚網は海嘯以前と雖も鮪^{まぐろ}建網を除く^{きさき}外些々たるものにして新に拵^{こしら}ふべきなるものを鮭紙とし、目下新製中なり。

被害家具の調度は、各被害者又は部落^{そうだい}惣代者に就き直接調査をなしたるに、日用物品は設備を了せり。

救済金義捐金受払の整理は確実なり。

被害者将来産業の方針を調査するに、漁業を主とするもの百二十六戸中百十二戸許り。造船修繕船共七十九艘。以後、新造船見込十六艘餘。漁業者に対比すれば船数不足なるも、小漁は便船貸与の事情あるを以て不便^{うらみ}の憾なかるべし。

義捐金の一割被害者各個に配当する蓄積方法は、曾て委任を受けたる村長に於て別に規約を設け、漁業組合規約中小地区積立金となす。

船隻は新造三十八、修繕三十、□□……□十一、計るに七十九隻。家屋は新造四十九、修繕二、仮小屋五十四、未着手十八、共に百二十三戸。

『^{いわて かいしょう}巖手県海嘯状況調査書』93-97 頁

吉浜村

漁具は、新造船と相伴ひ、^{するめ}鰯釣具、^{あわび}赤魚釣繩、^{まぐろ}鮪漁具共總て調度し、魚網は鮪建網の如きものにして、漁期に至り新調の見込なり。

被服家具の調度は、每部落被害者の居住を直接見聞せしに、日用物品に欠く事なきを認めり。

食料救済金及第一回義捐金、小屋掛料、恩賜金、被服家具料共受払確実なるも、帳簿の繁雜目下整理中なり。

義捐金の一割は名称を変更し、別に規約を設け、漁業組合小地区の基本金に積立つることに協議決定す。

未^{ていねん}丁年者、老年者外、小屋掛なき者に配当の救済金及び義捐金は郵便貯金とせず、本人共親類へ已に下渡せしを以て向ふ一定の年間に居言え建設まで保管預置の規約證を徴する事とし、二月中証書取纏めたり。

被害者残存数六十六名の男女中漁業専稼者三十名、外兼業者九十名、都合百式十名に対する船数四十五艘なるを以て、漁業上に於て更に不便の憾なし。

船隻は、流亡残五、新造十八、修繕二十二、計るに四十五隻。家屋は新造八、修繕三、仮小屋一、未着手二十四、共に三十六戸。

『^{いわて かいしょう}巖手県海嘯状況調査書』95-100 頁

唐丹村

漁具漁網の整理を見聞するに、漁具の新造漁船と相伴ひ、^{するめ}鰯釣具、^{あわび}赤魚釣繩、^{いわし}鮪漁具共總て調製し、魚網は三間以下の船に用ゆる張網等は調度せるも、^{いわし}鰯地引網其他の共同鮪建網の如き

は、漁期に至り新調の情況なり。

被服家具の調度は每部落被害者の居住を見聞せしに、日用物品等に欠く事なきを認めたり。

食料救済金及第一回義捐金、小屋掛料、恩賜金、被服家具料共受払確実なるも、帳簿繁雜なるにより目下整理中なり。

義捐金の一步は名称を変更し、別に規約を設け、漁業組合小地区の基本金に積立つることに協議決定す。

被害者残存四百七十三名の男女中、専ら漁業に従事する者二百六十名、外兼業者百名共都合三百六十名にして、新造船並に修繕船元船共合せて六十四艘。目下造船着手の数は拾艘にして、現今漁業者にたいし船数足らざるも、^{するめ}鰯釣の如きは一艘に五名乃至六名乗組漁業をなすを以て不便を見ず。赤漁は五間以上の船一艘に十四名乃至十五名乗組目今六艘冲出中なり。外殘餘漁業者は三間以上の船にて捕鮑^{たら}及鱈釣等を営み居るを以て、漁民の不便なきものと認めたり。

小屋掛せざる戸数二百六十九戸の多きをみるも、本郷の如き及び小白浜の如きは宅地を変更する見込にて、其の計画中字大石上野与惣治は本郷に所有せる畑地を被害者に寄附し、該寄附畑地は被害者十中の八九分一般の宅地に決定し、地普請及新築材等準備中なり。小白浜は、同所水沢佐太郎外二名より畑一丁歩餘を被害者に宅地として譲与し、近々地普請に取掛り新築材等も準備せり。

船隻は新造二十九、修繕十、流亡残十六、□□九、合して六十四隻。家屋は新造二十六、仮小屋二十九、未着手二百六十九、都合三百二十四戸。

『^{いわて かいしゅう}巖手県海嘯狀況調査書』103頁

^{けせん}気仙郡授産の事は以上の如くにして、逐次其歩を進め、生業を回復せり。終りに、明治三十一年に入りて郡長が申報したる全体の情況を察するに云ふ。

- 一、罹災民生活の狀況は、罹災後一昨年中は海岸一帶鰯漁等数多ありしを以て非常の好況なりしも、昨年は至って不漁なりしのみならず諸物価非常の騰貴に遭遇せるを以て現今困難せるもの少からず。然れども、家屋は大抵建築済となりたるを以て雨露を凌ぎ、業務に従事するに足る。一旦好漁に際せば、景況を一変すべきは勿論なり。是れ、^{けだ}蓋し海岸地方として免るべからざる所なり。
- 一、災民の生業は大抵罹災前の生業に従事するに至れり。然れども、漁業者家族にして婦女子等のみ残存せるものの如き業体不適のものは、商業に従事せしむる等、各々相当の職業に転ぜしものあり。
- 一、船舶漁具等は罹災前に比し減少せりと雖も亦其使用者も減少せるを以て、目今漁業上に甚しき不便を感じず。
- 一、町村行政の狀況は現今^や稍や整頓に至りたるも、町村役場の流失せる向等は行政上不便を感ずる^{しか}尠かばず前途尚督励を要すへり。而して各村の資力は^{しか}大に滅殺せられたるを以て町村経済に^{すこぶ}尠からざる影響を及ぼし、徴税等の如きも其納期を失するもの頗る多く、

実に困難の状あり。

概況右の如くにして、罹災者の就業及家屋、漁船、漁具の供給授産に関する目的も略貫徹したり。尚ほ、各被害地に於ける実績左の表の如し。(四月二十三日)」

第7章 「明治三陸地震津波災害の教訓と総合的津波対策への示唆」で引用した資料の原文

第1節 津波の多様性

『風俗画報』臨時増刊第百二十号、^{かいしやう}海嘯被害録下巻、31頁

経験者多く死す 今より四十一年前の海嘯は其来ること緩にして、二階に居たるものは潮水の退くを待ちて緩々降り来り、無事に一命を助かりたるが故に此度の海嘯にも敢て驚かず、概ね油断せしが為めに助かるべきものも溺死したり。之に反して、其の経験なきものは慌て、逃出したるが為めに生命を全ふせるもの多しと。前後の海嘯大に其趣を異にせるを知るべし。

『^{へい}南閉伊郡^{かいしやう}海嘯紀事』202頁

(^{おつちやう}大槌町) ^{しゃほん}這般大海嘯の際溺死せし者多くは、今より四十二年前即ち安政三年七月三十一日に於ける潮勢緩慢なりし海嘯に遇ひたる結果として、優々構へたる者若しくは家具の一草を持出さんとして、逃避に躊躇せし者に係れり。

『^{いわて}巖手公報』1896 (明治29)年7月1日

三百年以前の海嘯 小本の一老人云ふ。古人の言云伝に、三百年以前に大海嘯ありて小本の西口なる館の八幡の下迄水来たりしも、人畜家屋多分の破損なかりしと云へり。又た田老の某の話に、古人の云伝に海嘯は恐るべき者にあらず、揚浪は至て静に追々来りて引浪は至て早き者なれば逃る事容易なり又家屋を引去るが如きは稀なり、故に二階に登ば大底は無事なりと聞伝へたれば皆二階に逃登たる者あり、為に死傷多しと云へり。今回の海嘯は全く是に反して、揚浪迅速にして尚追風りたれば、引浪の方遅き姿なりしと云へり。

第2節 津波時の緊急避難

『^{へい}南閉伊郡^{かいしやう}海嘯紀事』127頁

只越にて、猪又亀佐は消防組頭取として、又任侠の人なり。海嘯に際し己が妻子を助けんと再び立戻りしが為、敢なき惨死を遂げたり。

1 生死を分けた避難の遅速

『^{へい}南閉伊郡^{かいしやう}海嘯紀事』125頁

盛岡四ツ家町の宣教師仏国人某氏は、旅人宿加藤治方に泊せしが、当夜海嘯なりと聞いて急ぎ逃出せし。其時同教会の某といへる人も同じく逃げ出せしに、仏人は入口にて靴を穿ち居る間に自身は先へ出てたり。其時波既に追掛け来りし故、十歩を一步に馳せつ、後見しに、仏人は二間許^{ぼか}

り後れ来れり間もなく波来りて自分の腰及脚部を嘗められし故一生懸命逃げおふせて自分は漸く助かりしが、其時仏人は浚ひ去られしと。

『南閉伊郡海嘯紀事』140頁

両石区……幸崎福太郎の母ヤス（六十余）は、海嘯と見しより孫の福蔵を抱き家を駆出しが、途中にて慾心を惹起し、家具の一草も運ばんと再び我家へ取って返すや否や逆巻く波に孫諸共押流され、空しく海底の怨鬼となれり。又、山崎林蔵といへるは、家内の人々の頻りに逃げよと勧めたるを耳にも入れず、家財道具を二階へと運ぶ途端、前記同様の最期を遂げぬ。恐るべきは慾なりけり。

3 高台への避難

『巖手公報』1896（明治29）年7月4日

海嘯に追れて逃げつつも、終に捕はれしもの幾人あるを知らず。今回の経験にて聞くに、海嘯に追ひ懸けられし時は真直に逃走せずして横に走れと。実際横に走りしものに助命多くして、海嘯の先に立て競走したる者は皆死亡したりと。

4 避難路の整備

『巖手県海嘯状況調査書』225-226頁

（織笠）村は……海嘯以前は總て海岸に沿いたる道路のみにして、山手より海岸に通ずる道少き為め、避難上著しく不便を感じたるのみならず、往々海嘯の為めに道路を欠壞されたるを以て更に中央に幅五間の道路を横貫せしめ、之れに山手より海岸に達する道路数支を新設するの計画をなせり。

第3節 被災直後の対応

3 連絡網及び道路の確保

『巖手公報』1896（明治29）年6月28日

石の巻丸と白米輸送 気仙郡長より県庁へ 廿七日午前七時五十分発し、同八時十一分着、左の電報あり。石の巻丸、昨夜着。陸揚済、今朝出帆せり。石の巻丸は、稗貫郡花巻地方より気仙郡被害地罹災民救助の為め県庁より白米百石廻送に付き、花巻より川下げ石の巻より石の巻丸に積込み、気仙郡へ送られしものなり。

『巖手公報』1896（明治29）年7月10日

県庁よりの送米 本県庁より気仙郡へ向け発送の白米百石は、昨八日及本日の両日を以て石巻迄廻し、而して同所よりは汽船を以て気仙へ向け送るよしなり。

第4節 津波防災その1——防災施設——

1 防潮堤

『毎日新聞』1896 (明治29) 年7月4日

宮城県尾崎村なる鈴木菊次の実父某は、当日午後七時四十分頃、何となく心騒がしきより、自宅の東海岸に沿ひて築きたる一丈餘の堤防に登りて沖を見渡せしに、遙かに向ふより轟々と響を發して五丈餘もあらんと思はるる屏風様の激浪、繪に書ける雷の如きものと連りて、光を放ちつつ段々と間近く寄せ来れるより、某は驚きて家に駈け来り斯くと通ぜしにぞ菊次は早くも海嘯の来襲を察し、周章一方ならず近隣のものまでも皆な自宅の二階に逃げ込ませ、防禦の準備をなし居る内、海嘯は忽ち寄せ来りて堤防に接近せる二戸の家屋を流し、三人の死亡者を出せしが、菊次の家は右堤防の爲めに激浪を逆流せしめ、僅かに浸水を見しのみにて此難を免れしといふ。

2 防潮林

『巖手公報』1896 (明治29) 年7月12日

海吹の予防林

海吹の害は、到底堤防杯の予防し得べきにあらずと雖も亦人事を盡くし之が災禍を避くるの計を講究せざるべからず。而して彼の救助上の前後処分の如きは已に夫々其の手續に及びたる次第なるが、余の最も注意したるは予防の点に在り。我土佐に於て藩政時代に浜辺には必ず松を植ゆ。風よけ又は魚寄せの爲めと云へど、其実は非常の海吹に就て之を實地に徴するに、現に宮古港の如きは其の入口の中央に斗出したる松林の洲嘴あり。而して、海吹は先づ此の洲嘴に全力を以て衝突したる後に二つに分れて打ち入り、港内の人家は非常の慘状を呈せしに拘らず、松林を前にしたる洲嘴乃人家は左までの害を蒙らざりしを以てするも亦松林が海嘯の衝突力を緩和するの妙用あるを知るべし。

第5節 津波対策その2——津波に強いまちづくり——

1 高地移転とその後

『宮城県海嘯誌』(第七) 海嘯罹災地善後事務処辨方法、292-294 頁

宅地選定及び家屋建築の事 被害民宅地選定に就ては高処移住の策を立てしめ、即ち今回海嘯餘波の及ばざりし地を撰び、之に建築せんことを勧誘したり。然るに、多数被害者の内には往々漁業の不便を唱ひ或は敷地売買交換等の手数を厭ひ、動もすれば不快の感情を抱き依然被害地に居住せんとし、移転を肯ぜざる傾向あるを以て是等は出張員に於て交換売買のことは勿論他に転ぜんとするも、實際 恰 当の地所を得ざるものに対しては高潮の及ばざるを度とし土盛を為さしむる等の計画を定め、懇篤諭示の上、将来衣食住の安全を計り、以て家屋の建築を督励せり。而し

て、被害部落中共同移転を促したるは戸倉村の内波傳谷、志津川町の内沖の須賀埋地、大谷村の内大谷、階上村の内明戸、唐桑村の内只越及び大澤の大部落とす。被害後明治30年8月の調査に係る新築家屋数挙ぐれば左の如し。

区名	町村名	被害総戸数	居家建築済	同修繕済	同建築未済	備考
第一区	戸倉村	45	31	5	9	
	十三浜村	86	57	17	12	
第二区	志津川町	193	121	12	60	
	歌津村	306	217	17	72	
	小泉村	60	42	2	16	
第三区	御嶽村	2	2	—	—	
	大谷村	88	64	1	23	
	階上村	111	76	3	32	
	松岩村	8	3	5	—	
第四区	鹿折村	10	9	—	1	
	唐桑村	238	155	14	69	内一戸気仙沼町へ転住
	大島村	23	21	—	2	内一戸階上村へ転住
計	12	1,170	798	76	296	

本表に依り之を見るときは、被害後一年餘を経流潰戸数に対し殆ど七分強に達したり。而して、今日に至りては各被害地とも大抵旧觀に復し、被害前よりも一増堅牢なる建築を見るに至れり。

2 耐浪建築

『^{いわて}巖手公報』1896（明治29）年6月24日

其浪の来るや手を挙げて捲くり下ろすが如く、倉の前家の前にて一捲くり下ろせしに、波は毫^{ごう}も障^さはらざりしも、空気の圧力にて家も倉も皆倒れたり。大砲よりも猛勢なりし。

『^{いわて}巖手県海嘯^{かいしやう}状況調査書』192頁

海嘯予防家屋の構造

東閉伊郡織笠村の昆半兵衛氏の家屋は、板間を釘打ちにせずして其^{そのまま}儘に並べし故、万一海嘯寄する事あるも、板も畳も一時に揚がり浮かるなり。同家にては、古よりの言傳にて此古風を守りしに、今回の海嘯には果して四隣皆流れしも、此一軒のみ残るを得たり。

3 沿岸での貯蔵方法——危険物としての油——

『毎日新聞』1896（明治29）年6月30日

是の地方（注：鯨港）に於ける漁民の多くは、其住居を山中若くは高丘に構トせるを以て其蒙る
処の惨害極めて少なきも、爰に最も不幸なるは刻下□（一字不明）沿岸は近年稀なる鱒の大漁あり。
従て、是を肥料に製出して沿岸の肥料小屋に取積しありしが、為め漁民の中には肥料番守の
為め海岸の小屋に宿泊し居りしかば、遂に不幸にも海嘯の襲撃に逢ふて流亡溺死するに至れり。
其人員總て二十人中に婦女五人あり。若夫是等の人々にして平生の如く家居したらんには、毫も
惨害を被る事なかりしならん。思へば実に気の毒至極なり。

第6節 防災体制

1 災害文化の継承

『巖手公報』1896（明治29）年7月12日

海吹（=津波）の記念碑

今後被害地各所に建立すべき記念碑には、単に当時乃惨状を叙するに止らず、尚ほ前に述べし
如く、其の前兆の予知すべきもの等は一々之を列举して、後世子孫の為に予防の道を盡さざる
べからず。